

参考資料

令和6年3月1日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和6年2月27日付託分)

附属資料

福祉子どもみらい局

目 次

	ページ
1 神奈川県立女性相談所条例 新旧対照表	1
2 神奈川県女性保護施設さつき寮条例 新旧対照表	2
3 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	4
4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	10
5 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	16
6 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	20
7 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	22
8 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	24
9 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	27
10 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等 の一部を改正する条例関連の新旧対照表	30
11 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等 の一部を改正する条例関連の新旧対照表	61
12 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	91
13 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	94
14 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	101
15 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	125
16 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	131
17 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	159
18 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	164
19 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	173
20 神奈川県安心こども基金条例 新旧対照表	178
21 介護保険法施行条例の一部を改正する等の条例関連の新旧対照表	179
22 神奈川県立総合療育相談センター条例 新旧対照表	181

1 神奈川県立女性相談所条例（昭和39年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><u>神奈川県立女性相談支援センター条例</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>神奈川県立女性相談所条例</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>神奈川県立女性相談支援センター</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）</u>第2条に規定する<u>困難な問題を抱える女性</u>に対し、<u>法第9条第3項に規定する相談、一時保護等</u>を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する<u>相談</u>、一時保護等を行うため、<u>神奈川県立女性相談支援センター（以下「センター」という。）</u>を横浜市に設置する。</p> <p>2 <u>センターは、法第9条第1項に基づく女性相談支援センターとする。</u></p> <p>(一時保護施設の入所の承認)</p> <p>第3条 <u>センター</u>の一時保護施設に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の承認を与えないことができる。</p> <p>(1) 伝染性の疾患があつて、他の<u>入所者</u>に影響を及ぼすおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 心身に障害があつて、他人の介護を必要とする者又は<u>センターにおいて適切な支援を行うことができない者</u></p> <p>(3) その他入所させることが<u>センター</u>の管理上支障があると認められる者</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、<u>センター</u>の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>神奈川県立女性相談所</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項に規定する要保護女子</u>に対し、<u>相談、指導</u>、一時保護等を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する<u>被害者の相談、一時保護等</u>を行うため、<u>神奈川県立女性相談所（以下「相談所」という。）</u>を横浜市に設置する。</p> <p>2 <u>相談所は、売春防止法第34条第1項に基づく婦人相談所とする。</u></p> <p>(一時保護施設の入所の承認)</p> <p>第3条 <u>相談所</u>の一時保護施設に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の承認を与えないことができる。</p> <p>(1) 伝染性の疾患があつて、他の<u>女子</u>に影響を及ぼすおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 心身に障害があつて、他人の介護を必要とする者又は<u>指導の効果が期待できない</u>者</p> <p>(3) その他入所させることが<u>相談所</u>の管理上支障があると認められる者</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、<u>相談所</u>の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

2 神奈川県女性保護施設さつき寮条例（昭和39年神奈川県条例第27号）新旧対照表

改正	現行
<p style="text-align: center;"><u>神奈川県女性自立支援施設条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>神奈川県女性自立支援施設</u> _____ の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設として、神奈川県女性自立支援施設</u> _____ <u>（以下「女性自立支援施設」という。）</u>を横浜市に設置する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>女性自立支援施設</u>の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>困難な問題を抱える女性（法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。）の女性自立支援施設への入所及び保護に関する業務</u></p> <p>(2) <u>女性自立支援施設に入所した者（以下「入所者」という。）の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助に関する業務</u></p> <p>(3) <u>入所者の自立の促進のための生活の支援に関する業務</u></p> <p>(4) <u>女性自立支援施設を退所した者についての援助に関する業務</u></p> <p>(5) <u>入所者が同伴する児童への学習及び生活の支援に関する業務</u></p> <p>(6) <u>女性自立支援施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により<u>女性自立支援施設</u>の指定管理者として最も適切であると認めたる者を指定管理者として指定する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>神奈川県女性保護施設さつき寮条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>神奈川県女性保護施設さつき寮</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条</u> _____ の規定に基づき、<u>婦人保護施設として、神奈川県女性保護施設さつき寮</u> _____ <u>（以下「さつき寮」という。）</u>を横浜市に設置する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>さつき寮</u> _____ の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>さつき寮の入所者の保護に関する業務</u></p> <p>(2) <u>さつき寮の入所者の自立支援に関する業務</u></p> <p>(3) <u>さつき寮の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により<u>さつき寮</u> _____ の指定管理者として最も適切であると認めたる者を指定管理者として指定する。</p>

改 正	現 行
<p>(1)～(7) (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(入所できる者)</p> <p>第9条 <u>女性自立支援施設</u>に入所することができる者は、<u>神奈川県立女性相談支援センター</u>所長が保護し、及び自立支援（法第12条第1項に規定する自立支援をいう。）を行うことを適当と判断した<u>困難な問題を抱える女性</u>で入所することに本人が同意したものとする。</p> <p>(入所の承認)</p> <p>第10条 <u>女性自立支援施設</u>に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の承認を与えないことができる。</p> <p>(1) 伝染性の疾患があつて、他の<u>入所者</u>に影響を及ぼすおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 心身に障害があつて、他人の介護を必要とする者又は<u>女性自立支援施設において適切な支援を行うことができない者</u></p> <p>(3) その他<u>女性自立支援施設</u>の管理上支障があると認められる者</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、<u>女性自立支援施設</u>の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(1)～(7) (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(入所できる者)</p> <p>第9条 <u>さつき寮</u>に入所することができる者は、<u>神奈川県立女性相談所</u>長が保護する_____ことを適当と判定した<u>要保護女子</u>で入所することに本人が同意したものとする。</p> <p>(入所の承認)</p> <p>第10条 <u>さつき寮</u>に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の承認を与えないことができる。</p> <p>(1) 伝染性の疾患があつて、他の<u>女子</u>に影響を及ぼすおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 心身に障害があつて、他人の介護を必要とする者又は<u>指導の効果が期待できない</u>_____者</p> <p>(3) その他<u>さつき寮</u>の管理上支障があると認められる者</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、<u>さつき寮</u>の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

3 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、<u>女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）</u>の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 <u>女性自立支援施設</u>は、入所者に対し、健全な環境の下で、<u>女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(設備及び運営の向上)</p> <p>第3条 <u>女性自立支援施設</u>は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。</p> <p>(職員配置の基準)</p> <p>第4条 <u>女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。</u></p> <p>(1) <u>施設長 1</u></p> <p>(2) <u>入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上</u></p> <p>(3) <u>栄養士又は調理員 1以上</u></p> <p>(4) <u>看護師又は心理療法担当職員 1以上</u></p> <p>(5) <u>事務員 1以上</u></p> <p>(6) <u>施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、<u>婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条</u> <u>に規定する婦人保護施設を</u>いう。以下同じ。）の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 <u>婦人保護施設</u>は、入所者に対し、健全な環境の下で、<u>社会福祉事業に関する熱意及び能力</u>を有する職員により、社会において <u>自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(設備及び運営の向上)</p> <p>第3条 <u>婦人保護施設</u>は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</u></p> <p>2 <u>婦人保護施設</u>の職員は、専ら当該婦人保護施設<u>の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>

改 正	現 行
<p>(施設長の資格要件)</p> <p>第5条 施設長は、<u>女性自立支援施設</u>を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは<u>法第2条に規定する困難な問題を抱える女性への支援に関する活動</u>に3年以上従事した者であること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第6条 <u>女性自立支援施設</u>の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第7条 <u>女性自立支援施設</u>の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。)としなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>女性自立支援施設</u>の建物が木造かつ平屋建てである場合において、規則で定める要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと知事が認めるときは、当該<u>女性自立支援施設</u>の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>女性自立支援施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>5 前項第1号、第3号、第7号、第9号及び第10号に掲げる設備は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分を除き、おおむね<u>9.9平方メートル</u>以上とすること。</p>	<p>(施設長の資格要件)</p> <p>第5条 施設長は、<u>婦人保護施設</u>を運営する能力と熱意</p> <p>を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは<u>更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護事業</u>に3年以上従事した者であること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第6条 <u>婦人保護施設</u>の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第7条 <u>婦人保護施設</u>の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。)でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>婦人保護施設</u>の建物が木造かつ平屋建てである場合において、規則で定める要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと知事が認めるときは、当該<u>婦人保護施設</u>の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>婦人保護施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>5 前項第1号、第3号、第7号、第9号及び第10号に掲げる設備は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分を除き、おおむね<u>4.95平方メートル</u>以上とすること。</p>

改 正	現 行
<p>イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に<u>直接面して</u>設けること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、<u>女性自立支援施設</u>の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(居室の入所定員)</p>	<p>イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に<u>直面して</u>設けること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、<u>婦人保護施設</u>の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(居室の入所人員)</p>
<p>第8条 一の居室に入所させる<u>定員</u>は、原則<u>1人</u>とする。</p> <p>2 <u>女性自立支援施設への入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。</u></p> <p>(自立支援等)</p>	<p>第8条 一の居室に入所させる<u>人員</u>は、原則として<u>4人以下</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自立の支援等)</p>
<p>第9条 <u>女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況並びに本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。</u></p> <p>3 <u>女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに計画を作成しなければならない。</u></p> <p>(食事の提供)</p>	<p>第9条 <u>婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。</u></p> <p>2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。</p> <p>3 <u>婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。</u></p> <p>4 <u>婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、入所者ごとに計画を作成しなければならない。</u></p> <p>(食事)</p>
<p>第10条 <u>女性自立支援施設は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p>	<p>第10条 <u>婦人保護施設</u>は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。</p> <p>2 <u>婦人保護施設</u>は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。</p> <p>3 <u>栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。</u></p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p>
<p>第11条 <u>女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付</u></p>	<p>第11条 <u>婦人保護施設</u>は、当該婦人保護施設<u>の設置者が入所者に係る規則で定める給付</u></p>

改正	現行
<p>金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(関係機関等との連携)</p>	<p>金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(関係機関との連携)</p>
<p>第12条 <u>女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項及び第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p>	<p>第12条 <u>婦人保護施設は、婦人相談所（売春防止法第34条に規定する婦人相談所をいう。以下同じ。）、福祉事務所（社会福祉法第14条に規定する福祉に関する事務所をいう。）、都道府県警察、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。）、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員（売春防止法第35条に規定する婦人相談員をいう。）、母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に規定する母子・父子自立支援員をいう。）、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p>
<p>第13条 <u>女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画（第15条第4項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上、救出訓練その他必要な訓練を定期的に行わなければならない。</u></p> <p>(安全計画の策定等)</p>	<p>第13条 <u>婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め</u> <u>なければならない。</u></p> <p>2 <u>婦人保護施設は、非常災害に備えるため、避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上、救出訓練その他必要な訓練を定期的に行わなければならない。</u></p> <p>(新規)</p>
<p>第14条 <u>女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他</u></p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p><u>の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び次条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (業務継続計画の策定等)</p>	
<p>第15条 <u>女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>4 <u>業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。</u> (保健衛生)</p>	<p>(新規)</p> <p>(保健衛生)</p>
<p>第16条 <u>女性自立支援施設は、入所者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。</u></p> <p>3 <u>女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中</u></p>	<p>第14条 <u>婦人保護施設</u> は、入所者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 <u>婦人保護施設</u> は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。</p> <p>3 <u>婦人保護施設</u> は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>4 <u>婦人保護施設</u> は、当該婦人保護施設において感染症_____が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めな</u></p>

改正	現行
<p><u>毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p>	<p><u>ければ</u> <u>ならない。</u></p>
<p>(秘密保持等) 第17条 <u>女性自立支援施設</u>の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 <u>女性自立支援施設</u>は、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(秘密保持等) 第15条 <u>婦人保護施設</u>の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 <u>婦人保護施設</u>は、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(苦情への対応) 第18条 <u>女性自立支援施設</u>は、その行った<u>支援</u>に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(苦情への対応) 第16条 <u>婦人保護施設</u>は、その行った<u>処遇</u>に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 <u>女性自立支援施設</u>は、その行った<u>支援</u>に関し、<u>知事</u>から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 <u>女性自立支援施設</u>は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	<p>2 <u>婦人保護施設</u>は、その行った<u>処遇</u>に関し、<u>婦人相談所</u>から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 <u>婦人保護施設</u>は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>
<p>(帳簿の整備) 第19条 <u>女性自立支援施設</u>は、設備、職員、会計及び入所者の<u>支援</u>の状況に関する帳簿を整備しなければならない。</p>	<p>(帳簿の整備) 第17条 <u>婦人保護施設</u>は、設備、職員、会計及び入所者の<u>処遇</u>の状況に関する帳簿を整備しなければならない。</p>
<p>(電磁的記録) 第20条 <u>女性自立支援施設</u>は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>(電磁的記録) 第18条 <u>婦人保護施設</u>は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>

4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改正	現行
<p>目次 第1章～第14章（略） <u>第15章 里親支援センター（第112条～第117条）</u> <u>第16章 雑則（第118条）</u> 附則 第1条～第12条の2（略） （安全計画の策定等） 第12条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、<u>児童家庭支援センター及び里親支援センター</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～4（略） 第12条の4～第14条（略） （入所した者及び職員の健康診断） 第15条 児童福祉施設（<u>児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター</u>を除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2～4（略） 第16条～第31条（略） （自立支援計画の策定） 第32条 乳児院の長は、第30条第1項の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、<u>年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p>	<p>目次 第1章～第14章（略） （新規） <u>第15章 雑則（第112条）</u> 附則 第1条～第12条の2（略） （安全計画の策定等） 第12条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び<u>児童家庭支援センター</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～4（略） 第12条の4～第14条（略） （入所した者及び職員の健康診断） 第15条 児童福祉施設（<u>児童厚生施設及び児童家庭支援センター</u>を除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2～4（略） 第16条～第31条（略） （自立支援計画の策定） 第32条 乳児院の長は、第30条第1項の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について_____、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>

改 正	現 行
<p>第33条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第34条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第35条～第39条 (略) (自立支援計画の策定)</p> <p>第40条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所している個々の母子について、<u>年齢、児童の発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向</u>、母子及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第41条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第42条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター、女性相談支援センター</u>その他の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>第43条～第61条 (略) (自立支援計画の策定)</p> <p>第62条 児童養護施設の長は、第60条の目的を達成するため、入所している個々の児童について、<u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向</u>、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第63条・第64条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第65条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第66条～第93条 (略) (自立支援計画の策定)</p>	<p>第33条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第34条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター_____、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第35条～第39条 (略) (自立支援計画の策定)</p> <p>第40条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所している個々の母子について_____、母子及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第41条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第42条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>_____その他の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>第43条～第61条 (略) (自立支援計画の策定)</p> <p>第62条 児童養護施設の長は、第60条の目的を達成するため、入所している個々の児童について_____、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第63条・第64条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第65条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター_____、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第66条～第93条 (略) (自立支援計画の策定)</p>

改 正	現 行
<p>第94条 児童心理治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について、<u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向</u>、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>	<p>第94条 児童心理治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について_____、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>
<p>第95条・第96条 (略) (関係機関との連携)</p>	<p>第95条・第96条 (略) (関係機関との連携)</p>
<p>第97条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>	<p>第97条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター_____、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>
<p>第98条～第103条 (略) (自立支援計画の策定)</p>	<p>第98条～第103条 (略) (自立支援計画の策定)</p>
<p>第104条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について、<u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向</u>、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>	<p>第104条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について_____、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>
<p>第105条・第106条 (略) (関係機関との連携)</p>	<p>第105条・第106条 (略) (関係機関との連携)</p>
<p>第107条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>	<p>第107条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター_____、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>
<p>第108条～第110条 (略) (支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p>	<p>第108条～第110条 (略) (支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p>
<p>第111条 (略) 2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、<u>女性相談支援員</u>、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。 3 (略)</p>	<p>第111条 (略) 2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、<u>婦人相談員</u>、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。 3 (略)</p>

改 正	現 行
<p align="center"><u>第15章 里親支援センター</u> (設備の基準)</p>	(新規)
<p><u>第112条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。</u></p>	(新規)
<p>(職員)</p>	
<p><u>第113条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。</u></p>	(新規)
<p><u>2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u></p>	
<p><u>(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）の養育者等（児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助（専門的知識及び技術をもって、児童の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供すること等をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）に関する識見を有するもの</u></p>	
<p><u>(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</u></p>	
<p><u>3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u></p>	
<p><u>(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の</u></p>	

改 正	現 行
<p><u>経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの</u></p> <p>(3) <u>里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</u></p> <p>4 <u>里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(2) <u>里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの</u></p> <p>(3) <u>里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</u></p> <p><u>(里親支援センターの長の資格等)</u></p> <p>第114条 <u>里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(2) <u>里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの</u></p> <p>(3) <u>知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</u></p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p><u>(里親支援)</u> <u>第115条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親等への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>(業務の質の評価等)</u> <u>第116条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>(関係機関との連携)</u> <u>第117条 里親支援センターの長は、児童相談所等及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要に応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>第16章 雑則 第118条 (略)</p>	<p>第15章 雑則 第112条 (略)</p>

5 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第14号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>4～12 (略)</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第20条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるほか、適切な助言及び必要な支援を行うとともに、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第32条第3項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置について_____の記録を行うこと。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p><u>2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項に</u></p>	<p>(職員配置の基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>4～12 (略)</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第20条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるほか、適切な助言及び必要な支援を行うとともに、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第32条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録を行うこと。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p>おいて同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</p>	
<p>5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>	(新設)
<p>6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</p>	(新設)
<p>7 (略) (掲示) 第27条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p>	<p>2 (略) (掲示) 第27条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。</p>
<p>2 軽費老人ホームは、_____重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (記録の整備)</p>	(新設) (記録の整備)
<p>第33条 (略) 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置について_____の記録 附 則 1～5 (略)</p>	<p>第33条 (略) 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 第32条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第3項の記録 附 則 1～5 (略)</p>
<p>6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	

改 正	現 行
<p>(軽費老人ホームA型の規模)</p> <p>7 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</p>	<p>(軽費老人ホームA型の規模)</p> <p>6 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>7 軽費老人ホームA型は、<u>入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>
<p>8～10 (略)</p>	<p>8～10 (略)</p>
<p>11 附則第8項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合は、_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>11 附則第8項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>12～21 (略)</p>	<p>12～21 (略)</p>
<p>(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)</p>	<p>(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)</p>
<p>22 生活相談員は、入所者からの相談に応じるほか、適切な助言及び必要な支援を行うとともに、次に掲げる業務を行わなければならない。</p>	<p>22 生活相談員は、入所者からの相談に応じるほか、適切な助言及び必要な支援を行うとともに、次に掲げる業務を行わなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) 附則第25項において準用する<u>第32条第3項に規定する</u>事故の状況及び当該事故に際して採った処置について_____の記録を行うこと。</p>	<p>(3) 附則第25項において準用する<u>第32条第2項の_____</u>事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての<u>同条第3項</u>の記録を行うこと。</p>
<p>23・24 (略)</p>	<p>23・24 (略)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>25 第2章(第3条、第8条第4項から第7項まで、第13条第1項、第18条及び第20条を除く。)の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第4条第2項中「前条第1項第2号」とあるのは「附則第8項第2号及び附則第9項第1号」と、第9条第1項中「第21条」とあるのは「附則第25項において準用する第21条」と、第13条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「附則第20項」と、第19条第2項中「この章(第3条から第8条まで及びこの条を除く。)」とあるのは「附則第20項から附則第24項まで及び附則第25項において準用する第2章(第3条から第8条まで、第13条第1項及び第18条から第20条までを除く。)」と、第33条第2項第2号中「第12条」とあるのは「附則第25項において準用する第12条」と、同項第3号中「第14条</p>	<p>25 第2章(第3条、第8条第4項から第7項まで、第13条第1項、第18条及び第20条を除く。)の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第4条第2項中「前条第1項第2号」とあるのは「附則第8項第2号及び附則第9項第1号」と、第9条第1項中「第21条」とあるのは「附則第25項において準用する第21条」と、第13条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「附則第20項」と、第19条第2項中「この章(第3条から第8条まで及びこの条を除く。)」とあるのは「附則第20項から附則第24項まで及び附則第25項において準用する第2章(第3条から第8条まで、第13条第1項及び第18条から第20条までを除く。)」と、第33条第2項第2号中「第12条」とあるのは「附則第25項において準用する第12条」と、同項第3号中「第14条</p>

改 正	現 行
<p>第4項」とあるのは「附則第25項において準用する第14条第4項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「附則第25項において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「<u>第32条第3項</u>」とあるのは「附則第25項において準用する<u>第32条第3項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>26 (略)</p>	<p>第4項」とあるのは「附則第25項において準用する第14条第4項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「附則第25項において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「<u>第32条第2項</u>」とあるのは「附則第25項において準用する<u>第32条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>26 (略)</p>

6 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第15号）新旧
対照表

改 正	現 行
<p>(職員の配置の基準) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、<u> </u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(職員の配置の基準) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>6～12 (略) (協力医療機関等) 第24条 養護老人ホームは、<u> </u> <u>入所者の病状の急変等に備えるため</u>、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</p>	<p>6～12 (略) (協力病院等) 第24条 養護老人ホームは、<u>入院治療を必要とする入所者の</u><u> </u><u>ために</u>、あらかじめ、<u> </u><u>協力病院</u><u> </u><u> </u>を定めなければならない。<u> </u><u> </u><u> </u></p>
<p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) <u>当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 養護老人ホームは、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決める</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>よう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>6 (略)</u></p>	<p><u>2 (略)</u></p>

7 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第16号）
新旧対照表

改 正	現 行
<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第19条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第3条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</p>	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第19条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第3条第1項第2号に掲げる医師 _____</p> <p>____との連携の方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第26条 特別養護老人ホームは、 _____ 入所者の病状の急変等に備えるため、 _____、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</p> <p>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協</p>	<p>(協力病院等)</p> <p>第26条 特別養護老人ホームは、<u>入院治療を必要とする入所者の _____ ために、</u> _____ 協 _____ 力病院 _____ を定めなければならない。 _____</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	
<p><u>4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>6 (略)</u> <u>(入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p>	2 (略)
<p><u>第30条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。</u></p>	(新設)
<p>(勤務体制の確保等) 第40条 (略) 2～4 (略)</p>	(勤務体制の確保等) 第40条 (略) 2～4 (略)
<p><u>5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>6 (略)</u></p>	<u>5 (略)</u>

改 正	現 行
<p><u>においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 (略)</u> (掲示)</p> <p>第34条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p> <p><u>第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p>	<p><u>2 (略)</u> (掲示)</p> <p>第34条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力病院</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>を掲示しなければならない。</u></p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>

9 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第18号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第3条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を開設しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院（法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員が29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該各号に定める従業者を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 病院 栄養士____又は管理栄養士（病床数が100床以上の病院に限る。） _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を開設しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院（法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員が29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該各号に定める従業者を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数が100床以上の病院に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に限る。）</p>
<p>8 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第16条 介護老人保健施設の管理者（以下この章において「管理者」という。）は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師による診療その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>8 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第16条 介護老人保健施設の管理者（以下_____「管理者」という。）は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院____その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師による診療その他の適切な措置を講じなければならない。</p>

改 正	現 行
<p>2～4 (略) (管理者による管理)</p> <p>第25条 管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合にあつては、次の各号に定める職務に従事することができる。</p> <p>(1) _____他の事業所、施設等の職務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)</u>を定めなければならない。ただし、<u>複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	<p>2～4 (略) (管理者による管理)</p> <p>第25条 管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合にあつては、次の各号に定める職務に従事することができる。</p> <p>(1) <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(協力病院 等)</p> <p>第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>_____協力病院</u></p> <p>_____を定めなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>4 <u>介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 <u>介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 (略) (揭示) 第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を揭示しなければならない。</p>	<p>2 (略) (揭示) 第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、<u>協力病院</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。</p>
<p>2 介護老人保健施設は、_____重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p>	<p>2 介護老人保健施設は、<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p>
<p>3 <u>介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第39条の3 <u>介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的に開催しなければならない。 (勤務体制の確保等)</p>	<p>(新設) (勤務体制の確保等)</p>
<p>第51条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>第51条 (略) 2～4 (略)</p>
<p>5 <u>ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p>

10 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する
条例関連の新旧対照表

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）新旧対照表

<第1条関係>

改正	現行
<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u> </u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこと。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、<u> </u>重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定</p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u> </u>を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定</p>

改 正	現 行
<p>訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 第24条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4)～(6) (略)</u> (管理者)</p> <p>第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (管理者)</p> <p>第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p><u>(5)～(7) (略)</u> (記録の整備)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)～(5) (略)</u> (管理者)</p> <p>第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (管理者)</p> <p>第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)～(5) (略)</u> (記録の整備)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>

改 正	現 行
<p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 第54条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第61条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第61条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等をいう_____。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。</p> <p>(従業者の員数)</p>

改 正	現 行
し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<u>(3) 第105条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>	<u>(新設)</u>
<u>(4)～(6) (略)</u>	<u>(3)～(5) (略)</u>
(準用)	(準用)
<p>第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第115条において読み替えて準用する第34条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「指定通所介護事業者は、前項ただし書の場合において、」とあるのは「共生型通所介護事業者は、共生型通所介護事業所の設備を利用して」と、「指定通所介護以外」とあるのは「共生型通所介護以外」と、第105条、第106条第5項、第108条並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、<u>第112条第2項第2号、第4号及び第5号の規定中「次条」とあるのは「第115条」と、同項第6号中「前条第2項」とあるのは「第115条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(管理者)</p>	<p>第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第115条において読み替えて準用する第34条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「指定通所介護事業者は、前項ただし書の場合において、」とあるのは「共生型通所介護事業者は、共生型通所介護事業所の設備を利用して」と、「指定通所介護以外」とあるのは「共生型通所介護以外」と、第105条、第106条第5項、第108条並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、<u>第112条第2項第2号から第4号</u> までの規定中「次条」とあるのは「第115条」と、<u>同項第5号</u>中「前条第2項」とあるのは「第115条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p>
<p>第133条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は</p>	<p>第133条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある</p>

改正	現行
<p>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (従業者の員数) 第148条 (略) 2～4 (略) 5 <u>小規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設される併設事業所については、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模特別養護老人ホーム又は当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該併設事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは第1項第1号の医師を、当該小規模特別養護老人ホーム又は当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該併設事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは同項第2号の生活相談員、同項第4号の栄養士、同項第5号の機能訓練指導員又は同項第6号の調理員その他の従業者を置かないことができる。</u> 6～9 (略) (管理者) 第149条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (指定短期入所生活介護の取扱方針) 第155条 (略) 2・3 (略) 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u> _____を行ってはならない。 5 (略) 6 <u>指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討</u></p>	<p>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (従業者の員数) 第148条 (略) 2～4 (略) 5 _____<u>地域密着型特別養護老人ホームに併設される併設事業所については、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該_____地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該併設事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは第1項第1号の医師を、当該_____地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士_____、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該併設事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは同項第2号の生活相談員、同項第4号の栄養士、同項第5号の機能訓練指導員又は同項第6号の調理員その他の従業者を置かないことができる。</u> 6～9 (略) (管理者) 第149条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (指定短期入所生活介護の取扱方針) 第155条 (略) 2・3 (略) 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為</u> (以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。 5 (略) (新設)</p>

改 正	現 行
<p>する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>7 (略)</p> <p>(利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p> <p>第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第174条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>9 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第179条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切なユニット型指定短</p>	<p>6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第174条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第179条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切なユニット型指定短</p>

改 正	現 行
<p>期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 (略) (管理者)</p> <p>第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u> </u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所<u> </u></p>	<p>期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略) (管理者)</p> <p>第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所において、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</u></p> <p>(3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所<u>（前号に該当するものを除</u></p>

改 正	現 行
<p>_____である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</p> <p>(3) 診療所（前 号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、次のとおりとする。</p> <p>ア 常勤換算方法で、利用者_____の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所_____である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を設けること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項第2号及び第3号に該当する指定短期入所療養介護事業所には、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。</p>	<p>く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</p> <p>(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、次のとおりとする。</p> <p>ア 常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を設けること。</u></p> <p>(3) 療養病床を有する病院又は診療所（<u>指定介護療養型医療施設であるものを除く。</u>）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を設けること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所には、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。</p>

改正	現行
<p>3 (略) (対象者)</p> <p>第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る<u>病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____において指定短期入所療養介護を提供するものとする。 (指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第194条 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 <u>指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>7 (略) (定員の遵守)</p> <p>第202条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対し同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただ</p>	<p>3 (略) (対象者)</p> <p>第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る<u>病室、<u>診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)</u></u>において指定短期入所療養介護を提供するものとする。 (指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第194条 (略) 2～5 (略) (新設)</p> <p>6 (略) (定員の遵守)</p> <p>第202条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対し同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただ</p>

改 正	現 行
(削除)	(2) <u>指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を設けること。</u>
(削除)	(3) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を設けること。</u>
(削除)	(4) <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を設けること。</u>
(削除)	(5) <u>介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けること。</u>
<p>2 <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</u></p> <p>ア <u>ユニット</u></p> <p>(ア) <u>病室</u></p> <p>a <u>一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。</u></p> <p>b <u>病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員</u></p>	(新設)

改 正	現 行
<p>は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</p> <p>c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>d <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p>(イ) <u>共同生活室</u></p> <p>a <u>共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u></p> <p>b <u>一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u></p> <p>c <u>必要な設備及び備品を備えること。</u></p> <p>(ウ) <u>洗面設備</u></p> <p>a <u>病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>b <u>身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(エ) <u>便所</u></p> <p>a <u>病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>b <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>イ <u>廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</u></p> <p>ウ <u>機能訓練室 ^{のり}内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</u></p> <p>エ <u>浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>(3) <u>前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行</u></p>	

改 正	現 行
<p>条例（平成25年神奈川県条例第4号）第4条第1項第4号に規定する食堂とみなす。</p> <p>(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</p> <p>3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</p> <p>(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>ア ユニット</p> <p>(ア) 病室</p> <p>a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。</p> <p>b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</p> <p>c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>(イ) 共同生活室</p> <p>a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>c 必要な設備及び備品を備えること。</u></p> <p><u>(ウ) 洗面設備</u></p> <p><u>a 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p><u>b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><u>(エ) 便所</u></p> <p><u>a 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p><u>b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><u>イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。</u> <u>ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</u></p> <p><u>ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</u></p> <p><u>エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p><u>(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行条例第6条第1項に規定する食堂とみなす。</u></p> <p><u>(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</u></p> <p><u>4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。</u></p> <p><u>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第205条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準第203条に</u></p>	<p>(新設)</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第205条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準第203条に</p>

改 正	現 行
<p>規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。) とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第209条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第214条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行</p>	<p>規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。) とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項_____に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第209条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>8 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第214条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行</p>

改正	現行
<p>ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第218条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イ及び第2項第2号イの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u></p> <p><u>(1) 第237条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p><u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p><u>イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ウ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u></p> <p><u>オ 特定施設従業者に対する研修</u></p> <p><u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>(3) 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は</p>	<p>ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第218条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同</p>

改 正	現 行
<p>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>(口腔衛生の管理)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p>	
<p>(協力医療機関等)</p>	<p>(協力医療機関等)</p>
<p>第234条 (略)</p>	<p>第234条 (略)</p>
<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p>	
<p>(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p>	
<p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設</p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第159条及び第166条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第250条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）及びその員数は、常勤換算方法で、2以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第251条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるもの</p>	<p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条_____の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第250条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令_____第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）及びその員数は、常勤換算方法で、2以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第251条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるもの</p>

改 正	現 行
<p>とする。 (指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具</u> (以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、<u>医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p>(7) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等及びこれらの実施状況の把握 (以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した計画 (以下「福祉用具貸与計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただ</u></p>	<p>とする。 (指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等_____を記載した計画 (以下「福祉用具貸与計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正	現行
<p>し、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。</p> <p>6 <u>福祉用具専門相談員は、モニタリングを行った結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。</u></p> <p>7 <u>福祉用具専門相談員は、モニタリングを行った結果を踏まえ</u> <u>_____、必要に応じて当該福祉用具貸与計画を変更するものとする。この場合においては、第1項から前項までの規定を準用する。</u> (揭示及び目録の備付け)</p> <p>第261条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において「重要事項」という。）を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>_____重要事項</u>を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>4 (略) (記録の整備)</p> <p>第262条 (略)</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第255条第7号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4)～(7) (略) (管理者)</p> <p>第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に</p>	<p>(新設)</p> <p>5 <u>福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況把握し、必要に応じて当該福祉用具貸与計画を変更するものとする。この場合においては、第1項から前項までの規定を準用する。</u> (揭示及び目録の備付け)</p> <p>第261条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>前項</u>に規定する<u>事項</u>を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略) (記録の整備)</p> <p>第262条 (略)</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(6) (略) (管理者)</p> <p>第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に</p>

改 正	現 行
<p>従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第273条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。</u></p> <p>(6) <u>指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p>(7) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第274条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を</u></p>	<p>従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第273条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第274条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>行うものとする。</u> (記録の整備) 第275条 (略) 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3) 第273条第7号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4)～(6) (略)</u></p>	<p>(記録の整備) 第275条 (略) 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(新設)</u> <u>(3)～(5) (略)</u></p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）新旧対照表

<第2条関係>

改 正	現 行
<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p><u>(5)～(7) (略)</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 第72条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(6)～(8) (略)</u></p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合には、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)～(5) (略)</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5)～(7) (略)</u></p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）</p> <p>第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p><u>(5)～(7) (略)</u></p> <p>（訪問リハビリテーション計画の作成）</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機</u></p>	<p><u>3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項_____に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）</p> <p>第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)～(5) (略)</u></p> <p>（訪問リハビリテーション計画の作成）</p> <p>第86条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</u></p>	
<p><u>5</u> (略)</p>	<p><u>4</u> (略)</p>
<p><u>6</u> 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を達成するための具体的なサービスの内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から<u>第5項まで</u>に規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p><u>5</u> 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を達成するための具体的なサービスの内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から<u>第4項まで</u>に規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第88条 (略)</p>	<p>第88条 (略)</p>
<p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p><u>(3) 第85条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(4)～(6)</u> (略)</p>	<p><u>(3)～(5)</u> (略)</p>
<p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>	<p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>
<p>第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p><u>(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(6)～(8)</u> (略)</p>	<p><u>(4)～(6)</u> (略)</p>
<p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>

改 正	現 行
<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 第95条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第137条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみな</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第137条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>すことができる。</u></p> <p>6 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第140条 通所リハビリテーション事業者の行う指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(通所リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第141条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を達成するための具体的なサービ</p>	<p>5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第140条 通所リハビリテーション事業者の行う指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(通所リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第141条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を達成するための具体的なサービ</p>

改 正	現 行
<p>スの内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第86条第1項から<u>第5項まで</u>に規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から<u>第5項まで</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第145条 (略)</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 第140条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4)～(6) (略)</u></p> <p>第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（<u>ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設</u> <u>基準</u> 第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を設けること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（<u>ユニット型介護医療院（介護医療院</u> <u>基準</u> 第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>スの内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第86条第1項から<u>第4項まで</u>に規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から<u>第4項まで</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第145条 (略)</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)～(5) (略)</u></p> <p>第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（<u>ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）</u> 第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を設けること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（<u>ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）</u> 第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
 (令和3年神奈川県条例第36号) 新旧対照表

<第3条関係>

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (虐待の防止に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第3項(第91条に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第40条の2(第98条</p> <hr/> <p>において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例</p> <hr/> <p>第96条</p> <hr/> <p>の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」に」とする。</p> <p>(業務継続計画の策定等に関する経過措置)</p> <p>3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第32条の2(第98条</p> <hr/>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (虐待の防止に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第3項</p> <hr/> <p>及び第40条の2(第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第30条(第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。)、第57条(第63条において準用する場合を含む。)、第77条、第87条、第96条、第107条(第115条及び第135条において準用する場合を含む。)、第143条、第164条(第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。)、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条(第265条及び第276条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」に」とする。</p> <p>(業務継続計画の策定等に関する経過措置)</p> <p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2(第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準</p>

改 正	現 行
<p>_____において準用する 場合に限る。)の規定の適用については、<u>新条 例第32条の2中「講じなければ」とあるのは 「講ずるよう努めなければ」と、「実施しな ければ」とあるのは「実施するよう努めなけれ ば」と、「行う」とあるのは「行うよう努め る」とする。</u></p> <p>4～7 (略)</p>	<p>用する場合を含む。)、<u>第237条、第248条、第 263条、第265条及び第276条</u>において準用する 場合を含む。)の規定の適用については、____ <u>第32条の2中「講じなければ」とあるのは 「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなけ れば」とあるのは「実施するよう努めなけれ ば」と、「行う」とあるのは「行うよう努め る」とする。</u></p> <p>4～7 (略)</p>

11 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）

< 第1条関係 >

改 正	現 行
<p>(管理者)</p> <p>第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(揭示)</p> <p>第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、_____重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第59条第4号に規定する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(揭示)</p> <p>第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>同条第2項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）その他の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 小規模特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームをいう。以下この項において同じ。）又は地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に併設される併設事業所については、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模特別養護老人ホーム又は当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該併設事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは第1項第1号の医師を、当該小規模特別養護老人ホーム又は当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該併設事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは同項第2号の生活相談員、同項第4号の栄養士、同項第5号の機能訓練指導員又は同項第6号の調理員その他の従業者を置かないことがで</p>	<p>_____、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう_____。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加するときにあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）その他の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 _____</p> <p>_____地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に併設される併設事業所については、第1項及び前項の規定にかかわらず、_____当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該併設事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは第1項第1号の医師を、_____当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士_____、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該併設事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは同項第2号の生活相談員、同項第4号の栄養士、同項第5号の機能訓練指導員又は同項第6号の調理員その他の従業者を置かないことがで</p>

改 正	現 行
<p>きる。 6～9 (略) (管理者)</p> <p>第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u> _____を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員が緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合にお</p>	<p>きる。 6～9 (略) (管理者)</p> <p>第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。</p> <p>2 (略) (新設)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第2条_____に規定する担当職員_____が緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合にお</p>

改 正	現 行
<p>いて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p>	<p>いて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p>
<p>第141条 (略)</p>	<p>第141条 (略)</p>
<p><u>(利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p>	
<p><u>第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第158条 (略)</p>	<p>第158条 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p><u>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>6 (略)</u></p>	<p><u>5 (略)</u></p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内</u>にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。</p>

改 正	現 行
<p>(1) (略) (削除)</p> <p>(2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所_____である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</p> <p>(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、次のとおりとする。</p> <p>ア 常勤換算方法で、利用者_____の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備は、次に掲げる基準を満たさなければな</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</u></p> <p>(3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</p> <p>(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、次のとおりとする。</p> <p>ア 常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備は、次に掲げる基準を満たさなければな</p>

改 正	現 行
<p>らない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所_____である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を設けること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項第2号及び第3号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所には、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>らない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を設けること。</u></p> <p>(3) <u>療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を設けること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所には、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る<u>病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第</u></p>

改 正	現 行
<p>_____において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。 (身体的拘束等の禁止)</p> <p>第178条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 療養病床を有する病院_____又は診療所_____である指定介護予防短期入所介護事業所にあつては、療養病床_____に係る病床数及び療養病床_____に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項、第141条及び第141条の2の規</p>	<p><u>2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)</u>において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。 (身体的拘束等の禁止)</p> <p>第178条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症患者療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症患者療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条_____の規</p>

改正	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を設けること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けること。</u></p>
<p><u>2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有すること。</u></p> <p><u>(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たすこと。</u></p> <p><u>ア ユニット</u></p> <p><u>(ア) 病室</u></p> <p><u>a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。</u></p> <p><u>b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p><u>c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p><u>(イ) 共同生活室</u></p> <p><u>a 共同生活室は、いずれかのユニット</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>に属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u></p> <p>b <u>一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u></p> <p>c <u>必要な設備及び備品を備えること。</u></p> <p>(ウ) <u>洗面設備</u></p> <p>a <u>病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>b <u>身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(エ) <u>便所</u></p> <p>a <u>病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>b <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>イ <u>廊下幅 1.8メートル以上とすること。</u> <u>ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</u></p> <p>ウ <u>機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</u></p> <p>エ <u>浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>(3) <u>前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行条例（平成25年神奈川県条例第4号）第4条第1項第4号に規定する食堂とみなすこと。</u></p> <p>(5) <u>前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</u></p> <p>3 <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>する基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有すること。</u></p> <p>(2) <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たすこと。</u></p> <p><u>ア ユニット</u></p> <p>(ア) <u>病室</u></p> <p>a <u>一の病室の定員は、1人とする</u>こと。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする<u>ことができる</u>こと。</p> <p>b <u>病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設ける</u>こと。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの<u>とすること</u>。</p> <p>c <u>一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること</u>。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>d <u>ブザー又はこれに代わる設備を設ける</u>こと。</p> <p>(イ) <u>共同生活室</u></p> <p>a <u>共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する</u>こと。</p> <p>b <u>一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること</u>。</p> <p>c <u>必要な設備及び備品を備える</u>こと。</p> <p>(ウ) <u>洗面設備</u></p> <p>a <u>病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設ける</u>こと。</p> <p>b <u>身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること</u>。</p> <p>(エ) <u>便所</u></p>	

改 正	現 行
<p><u>a 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p><u>b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><u>イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</u></p> <p><u>ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</u></p> <p><u>エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p><u>(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならないこと。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行条例第6条第1項に規定する食堂とみなすこと。</u></p> <p><u>(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</u></p> <p><u>4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。</u></p> <p><u>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第155条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準第155条の2に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項から第4項までに規定す</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第155条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準第155条の2に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項 _____ に規定す</u></p>

改 正	現 行
<p>る設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前各項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第195条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第204条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イ及び第2項第2号イの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u></p> <p>(1) <u>第218条において準用する第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を</u></p>	<p>る設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第195条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第204条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>定期的に確認していること。</u></p> <p><u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p><u>イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ウ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u></p> <p><u>オ 介護予防特定施設従業者に対する研修</u></p> <p><u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>(3) 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は</p> <p>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>(口腔衛生の管理)</u></p> <p>第211条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、<u>利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第215条 (略)</p> <p><u>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第215条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p>(2) <u>当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	
<p>3 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。</u></p>	(新設)
<p>4 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p>5 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p>6 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p>7 (略) (準用) 第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで_____、第121条の4____、第140条の2及び第141条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第55条の4第1項中</p>	<p>2 (略) (準用) 第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から_____第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の4及び第140条の2_____の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第55条の4第1項中</p>

改 正	現 行
<p>「第55条」とあるのは「第213条」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第229条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで_____、第121条の4、第140条の2、第208条から第211条_____まで、第212条及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者 (以下「指定介護予防福祉用具貸与事業</p>	<p>「第55条」とあるのは「第213条」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第229条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から_____第55条の11まで (第55条の9第2項を除く。)、第121条の4、第140条の2、第208条から_____第212条まで_____及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者 (以下「指定介護予防福祉用具貸与事業</p>

改 正	現 行
<p>者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。</p>	<p>者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令_____第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。</p>
<p>2 (略) (管理者)</p>	<p>2 (略) (管理者)</p>
<p>第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>(揭示及び目録の備付け)</p>	<p>(揭示及び目録の備付け)</p>
<p>第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第243条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を揭示しなければならない。</p>	<p>第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第243条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____を揭示しなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 _____重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p>	<p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、<u>前項</u>に規定する事項 _____を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p>
<p>3 <u>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 (略) (記録の整備)</p>	<p>3 (略) (記録の整備)</p>
<p>第248条 (略)</p>	<p>第248条 (略)</p>
<p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>(2) <u>第246条第4項に規定する結果等の記録</u></p>
<p>(2)～(4)</p>	<p>(3)～(5)</p>
<p>(5) <u>第246条第4項に規定する結果等の記録</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>(6) 第251条第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(7) (略)</u> (指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針) 第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p><u>(1)～(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。</u></p> <p><u>(5)～(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p><u>(10) (略)</u> (介護予防福祉用具貸与計画の作成) 第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等及びこれらの実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) (略)</u> (指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針) 第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p><u>(1)～(3) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4)～(6) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) (略)</u> (介護予防福祉用具貸与計画の作成) 第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等</p>

改 正	現 行
<p><u>(削除)</u></p> <p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第265条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。</u></p> <p><u>(4)・(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。</u></p> <p><u>(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第266条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</u></p>	<p><u>(5) 第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画</u></p> <p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第265条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)・(4) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第266条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）新旧対照表

<第2条関係>

改 正	現 行
<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第77条第1項第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(3) <u>第77条第1項第13号に規定する介護予防訪問看護報告書（同条第2項の規定により代えることができることとされた看護内容等を記載した診療記録を含む。）</u></p> <p>(4) <u>第78条第2項の規定による主治の医師による指示の文書（同項ただし書の規定により代えることができることとされた当該指示の内容を記載した診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）を含む。）</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第77条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第64条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第78条第2項の規定による主治の医師による指示の文書（同項ただし書の規定により代えることができることとされた当該指示の内容を記載した診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）を含む。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>第77条第1項第11号に規定する介護予防訪問看護報告書（同条第2項の規定により代えることができることとされた看護内容等を記載した診療記録を含む。）</u></p> <p>(新設)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第77条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第64条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>

改 正	現 行
<p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p><u>(10)～(15) (略)</u></p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合は、前項第2号から第6号まで、<u>第9号及び第12号から第15号まで</u>の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合には、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。第118条第5項及び第175条第1項第1号において「介護老人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。第118条第5項及び第175条第1項第4号において「介護医療院基準」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションを</u></p>	<p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8)～(13) (略)</u></p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合は、前項第2号から第6号まで _____ 及び第10号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションを</u></p>

改 正	現 行
<p>いう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第87条第11号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針)</p> <p>第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリ</p>	<p>いう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項_____に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針)</p> <p>第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリ</p>

改 正	現 行
<p>テーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を達成するための具体的なサービスの内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第126条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p><u>(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(12)～(16) (略) (記録の整備)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p><u>(1) 第96条第1項第4号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(2)～(5) (略) (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その</u></p>	<p>テーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を達成するための具体的なサービスの内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第126条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(9)～(13) (略) (記録の整備)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1)～(4) (略)</u> (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(5) <u>第2号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、文書の交付により行うよう努めること。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第118条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合には、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>6 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を</p>	<p>(3) <u>前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、文書の交付により行うよう努めること。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第118条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を</p>

改 正	現 行
<p>併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項から<u>第5項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第123条 (略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第126条第11号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な取扱方針)</p> <p>第126条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーシ</p>	<p>併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項から<u>第4項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第123条 (略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)～(5)</u> (略)</p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な取扱方針)</p> <p>第126条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテー</p>

改 正	現 行
<p>ンの目標並びに当該目標を達成するための具体的なサービスの内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第87条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) <u>指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p>(11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(12)～(15) (略)</p> <p>第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) <u>介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>介護老人保健施設</u></u></p> <p style="text-align: center;"><u>基準</u></p> <p>____第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を設けること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（<u>介護医療院</u></u></p> <p style="text-align: center;"><u>基準</u></p> <p>____第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第192条及び第196条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>ンの目標並びに当該目標を達成するための具体的なサービスの内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第87条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) <u>介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）</u></u></p> <p style="text-align: center;"><u>第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を設けること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（<u>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）</u></u></p> <p style="text-align: center;"><u>第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第192条及び第196条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

改 正	現 行
5～7 (略)	5～7 (略)

12 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年神奈川県条例第46号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第17条 介護医療院の管理者（以下この章において「管理者」という。）は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>協力医療機関</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師による診療その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合にあっては、次の各号に定める職務に従事することができる。</p> <p>(1) _____他の事業所、施設等の職務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）</u>を定めなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</p> <p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要</u></p>	<p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第17条 介護医療院の管理者（以下_____「管理者」という。）は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>協力病院</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師による診療その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合にあっては、次の各号に定める職務に従事することができる。</p> <p>(1) <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(協力病院等)</p> <p>第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、_____協力病院_____を定めなければならない。_____</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p>	
<p>2 <u>介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。</u></p>	(新設)
<p>3 <u>介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p>4 <u>介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p>5 <u>介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p>6 (略) (揭示) 第35条 <u>介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を揭示しなければならない。</u></p>	<p>2 (略) (揭示) 第35条 <u>介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院____、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。</u></p>
<p>2 <u>介護医療院は、_____重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。</u></p>	<p>2 <u>介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p>
<p>3 <u>介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>(入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p>	(新設)

改 正	現 行
<p><u>第40条の3</u> <u>介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u> （勤務体制の確保等） 第52条 （略） 2～4 （略） <u>5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> <u>6</u> （略）</p>	<p>（勤務体制の確保等） 第52条 （略） 2～4 （略） <u>（新設）</u> <u>5</u> （略）</p>

13 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第9章（略）</p> <p>第10章 <u>児童発達支援センター</u>（第80条～第85条）</p> <p>第11章 <u>削除</u></p> <p>第12章～第16章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（略） （最低基準の目的）</p> <p>第2条 この条例で定める基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の<u>指導又は支援</u>により、心身ともに健やかに社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>第3条～第65条（略） （設備の基準）</p> <p>第66条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1号に規定する設備のほか、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア 遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</p> <p>イ（略）</p> <p>(4) 第1号に規定する設備のほか、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p> <p>(5) 第1号に規定する設備のほか、主として肢体不自由（<u>法第6条の2の2第2項</u>に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア <u>支援室及び屋外遊戯場</u></p> <p>イ（略）</p> <p>(6)～(9)（略） （職員）</p> <p>第67条（略） 2～16（略）</p> <p>17 第1項、第5項、第10項又は第14項に規定する職員のほか、福祉型障害児入所施設において<u>心理支援</u>を行う必要があると認められる児童5人以上に<u>心理支援</u>を行う場合は<u>心理担当職員</u>を、職業指導を行う場合は職業指導員を置か</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章（略）</p> <p>第10章 <u>福祉型児童発達支援センター</u>（第80条～第85条）</p> <p>第11章 <u>医療型児童発達支援センター</u>（第86条～第89条）</p> <p>第12章～第16章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（略） （最低基準の目的）</p> <p>第2条 この条例で定める基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の<u>指導</u>により、心身ともに健やかに社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>第3条～第65条（略） （設備の基準）</p> <p>第66条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1号に規定する設備のほか、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア 遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</p> <p>イ（略）</p> <p>(4) 第1号に規定する設備のほか、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p> <p>(5) 第1号に規定する設備のほか、主として肢体不自由（<u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア <u>訓練室及び屋外訓練場</u></p> <p>イ（略）</p> <p>(6)～(9)（略） （職員）</p> <p>第67条（略） 2～16（略）</p> <p>17 第1項、第5項、第10項又は第14項に規定する職員のほか、福祉型障害児入所施設において<u>心理指導</u>を行う必要があると認められる児童5人以上に<u>心理指導</u>を行う場合は<u>心理指導担当職員</u>を、職業指導を行う場合は職業指導員を置か</p>

改正	現行
<p>なければならない。</p> <p>18 前項の心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>18 前項の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>
<p>第68条～第74条 （略） （設備の基準）</p>	<p>第68条～第74条 （略） （設備の基準）</p>
<p>第75条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 第1号に規定する設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギブス室、特殊な手工芸等の作業を支援するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合には、これを設けないことができる。</p>	<p>第75条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 第1号に規定する設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊な手工芸等の作業を指導するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合には、これを設けないことができる。</p>
<p>(4)・(5) （略） （職員）</p>	<p>(4)・(5) （略） （職員）</p>
<p>第76条 （略） 2～7 （略）</p>	<p>第76条 （略） 2～7 （略）</p>
<p>8 主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第4項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。</p>	<p>8 主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第4項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。</p>
<p>9・10 （略）</p>	<p>9・10 （略）</p>
<p>第77条～第79条 （略） 第10章 児童発達支援センター （設備の基準）</p>	<p>第77条～第79条 （略） 第10章 福祉型児童発達支援センター （設備の基準）</p>
<p>第80条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。 （削除）</p>	<p>第80条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおり</p> <p>_____とする。</p> <p>(1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近に所在する屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並び</p>

改正	現行
(削除)	に児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
(削除)	(2) <u>福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の1室の定員はおおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u>
(削除)	(3) <u>福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。</u>
(削除)	(4) <u>第1号に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。</u>
(削除)	(5) <u>第1号に規定する設備のほか、主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。</u>
(削除)	(6) <u>主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</u>
2 <u>児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。</u>	(新規)
3 <u>第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u>	(新規)
(1) <u>発達支援室の1室の定員は、おおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u>	
(2) <u>遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。</u>	
(職員) 第81条 <u>児童発達支援センター</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> _____には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、 <small>かくたん</small> 喀痰吸引その他児童福祉施設基準第63条第1項に規定することも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に	(職員) 第81条 <u>福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項及び第3項において同じ。）</u> には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、 <small>かくたん</small> 喀痰吸引その他児童福祉施設基準第63条第1項に規定することも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に

改 正	現 行
<p>受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を<u>児童発達支援センター</u>に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p> <p>(4) 当該<u>児童発達支援センター</u> (社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員</p> <p>(5) 当該<u>児童発達支援センター</u> (社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>	<p>受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を<u>福祉型児童発達支援センター</u>に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p> <p>(4) 当該<u>福祉型児童発達支援センター</u> (社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員</p> <p>(5) 当該<u>福祉型児童発達支援センター</u> (社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>
<p>2 <u>児童発達支援センター</u>において、<u>肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員(嘱託医を除く。)</u>に加えて、<u>医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>3 <u>児童発達支援センター</u>の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。</p>	<p>2 <u>福祉型児童発達支援センター</u>の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。</p>
<p>4 <u>児童発達支援センター</u>の児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>3 <u>福祉型児童発達支援センター</u>の児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>
<p>5 <u>児童発達支援センター</u>の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 (削除)</p>	<p>4 <u>主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター</u>の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>5 <u>主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター</u>には、第1項に規定する職員及び言</p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>語聴覚士を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</u></p>
(削除)	<p>6 <u>主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u></p>
(削除)	<p>7 <u>主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。</u></p>
(削除)	<p>8 <u>主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。</u></p>
(削除)	<p>9 <u>主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</u></p>
(削除)	<p>10 <u>主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u></p>
(削除)	<p>11 <u>主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。</u></p>
(削除)	<p>12 <u>主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。</u></p>
<p>6 第8条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。_____）に入所し、又は幼保連携型認定こども</p>	<p>13 第8条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第87条第3項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども</p>

改 正	現 行
<p>第90条～第118条 (略)</p>	<p><u>作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。</u></p> <p>3 <u>第8条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に関り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p><u>(入所した児童に対する健康診断)</u></p> <p>第88条 <u>医療型児童発達支援センターにおける第15条第1項に規定する入所時の健康診断については、第74条第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(生活指導等)</u></p> <p>第89条 <u>医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の計画の作成及び保護者等との連絡については、第68条第1項、第70条及び第82条の規定を準用する。</u></p> <p>第90条～第118条 (略)</p>

14 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 7 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 （略）</p> <p><u>第 3 章 削除</u></p> <p>第 4 章～第 8 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 （略） （定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者 児童福祉法（以下「法」という。）<u>第 6 条の 2 の 2 第 8 項</u>に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2) <u>指定障害児通所支援事業者</u> 法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する<u>指定障害児通所支援事業者</u>をいう。</p> <p>(3)～(10) （略）</p> <p>(11) 法定代理受領 法第 21 条の 5 の 7 第 11 項（法第 21 条の 5 の 13 第 2 項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第 21 条の 5 の 29 第 3 項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を<u>指定障害児通所支援事業者</u>が受けることをいう。</p> <p>(12)・(13) （略）</p> <p>(14) 多機能型事業所 第 5 条に規定する指定児童発達支援の事業</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 （略）</p> <p><u>第 3 章 医療型児童発達支援</u></p> <p><u>第 1 節 基本方針（第 62 条）</u></p> <p><u>第 2 節 人員に関する基準（第 63 条・第 64 条）</u></p> <p><u>第 3 節 設備に関する基準（第 65 条）</u></p> <p><u>第 4 節 運営に関する基準（第 66 条～第 71 条）</u></p> <p>第 4 章～第 8 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 （略） （定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者 児童福祉法（以下「法」という。）<u>第 6 条の 2 の 2 第 9 項</u>に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2) <u>指定障害児通所支援事業者等</u> 法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する<u>指定障害児通所支援事業者等</u>をいう。</p> <p>(3)～(10) （略）</p> <p>(11) 法定代理受領 法第 21 条の 5 の 7 第 11 項（法第 21 条の 5 の 13 第 2 項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第 21 条の 5 の 29 第 3 項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を<u>指定障害児通所支援事業者等</u>が受けることをいう。</p> <p>(12)・(13) （略）</p> <p>(14) 多機能型事業所 第 5 条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>第 62 条に規定する指定医</u></p>

改 正	現 行
<p>_____、第72条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第81条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第82条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）の事業、指定障害福祉サービス基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。</p> <p>（法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者）</p> <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、<u>児童発達支援</u>_____（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>（<u>指定障害児通所支援事業者</u>の一般原則）</p> <p>第4条 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた指定通所支援に係る計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、障</p>	<p><u>療型児童発達支援</u>の事業、第72条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第81条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第82条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）の事業、指定障害福祉サービス基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。</p> <p>（法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者）</p> <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、<u>医療型児童発達支援</u>（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>（<u>指定障害児通所支援事業者等</u>の一般原則）</p> <p>第4条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた指定通所支援に係る計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、障</p>

改 正	現 行
<p>害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備するとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。</p> <p>第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除</p>	<p>害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u> は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者等</u> は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者等</u> は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備するとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。</p> <p>第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練</p> <hr/> <p>_____を行うものでなければならない。</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除</p>

改 正	現 行
<p>く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)に入園している児童と指定児童発達支援事業所に<u>通所している</u>障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)に入園している児童と指定児童発達支援事業所に<u>入所している</u>障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p>4 <u>第2項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p>	<p>3 <u>前項</u>の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者(第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を当該各号に定めるとおり置かなければならない。この場合においては、当該各号に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p>(1) <u>言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上</u></p> <p>(2) <u>機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合に限り) 機能訓練を行うために必要な数</u></p> <p>(3) <u>看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限</u></p>

改 正	現 行
<p>いては、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>いては、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p>	<p>第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の</u> _____ 事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>
<p>(従たる事業所を設置する場合における特例)</p>	<p>(従たる事業所を設置する場合における特例)</p>
<p>第9条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p>
<p>第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、<u>発達支援室</u>を設けるとともに、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、<u>指導訓練室</u>を設けるとともに、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>
<p>2 前項の<u>発達支援室</u>には、<u>支援に必要な機械器具等</u>を備えなければならない。</p>	<p>2 前項の<u>指導訓練室</u>には、<u>訓練に必要な機械器具等</u>を備えなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、<u>発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場</u>（指定児童発達支援事業所の付近に所在する屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。 _____）<u>、</u> 医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。 _____</p>	<p>第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、<u>指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場</u>（指定児童発達支援事業所の付近に所在する屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。<u>以下この項において同じ。</u>）<u>、</u> 医務室、相談室、調理室及び便所 _____ 並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。<u>ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。</u></p>
<p>2 <u>指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>3 第1項に規定する<u>発達支援室及び遊戯室の基</u></p>	<p>2 前項の<u>指導訓練室</u> _____ <u>及び遊戯室の基</u></p>

改 正	現 行
<p>準は、次のとおりとする。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 発達支援室 ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 指導訓練室 ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所には静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には聴力検査室を設けなければならない。</p>
<p>4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に掲げる設備を除き、当該設備を併せて設置する他の社会福祉施設における事業の用に供することができる。</p> <p>(利用定員)</p>	<p>4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は _____、当該設備を併せて設置する他の社会福祉施設における事業の用に供することができる。</p> <p>(利用定員)</p>
<p>第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。</p>	<p>第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所 _____ にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。</p>
<p>第13条～第23条 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p>	<p>第13条～第23条 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p>
<p>第24条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</p> <p>(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食</p>	<p>第24条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p><u>事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(通所利用者負担額に係る管理)</p> <p>第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の<u>指定障害児通所支援事業者</u>が提供する指定通所支援（以下この条において「他の指定通所支援」という。）を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、これらの指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、これらの指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した<u>指定障害児通所支援事業者</u>に通知しなければならない。</p> <p>(障害児通所給付費の額に係る通知等)</p> <p>第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は<u>肢体不自由児通所医療費</u>の支給を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費又は<u>肢体不自由児通所医療費</u>の額を通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定児童発達支援の取扱方針)</p> <p>第27条 指定児童発達支援事業者は、<u>第28条第1項</u>に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児が自立し</u></p>	<p>3～6 (略)</p> <p>(通所利用者負担額に係る管理)</p> <p>第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の<u>指定障害児通所支援事業者等</u>が提供する指定通所支援（以下この条において「他の指定通所支援」という。）を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、これらの指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、これらの指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した<u>指定障害児通所支援事業者等</u>に通知しなければならない。</p> <p>(障害児通所給付費の額に係る通知等)</p> <p>第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費_____の支給を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費_____の額を通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定児童発達支援の取扱方針)</p> <p>第27条 指定児童発達支援事業者は、<u>次条第1項</u>に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p><u>た日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。</u></p>	
<p>3 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>4 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>5 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>6 <u>指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業員による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。</u> (1)～(7) (略)</p>	<p>4 <u>指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価</u> _____を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の<u>保護者による評価</u> _____を受けて、その改善を図らなければならない。 (1)～(7) (略)</p>
<p>7 <u>指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>	<p>5 <u>指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容を</u> _____インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>
<p>第27条の2 <u>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p>(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)</p> <p>第27条の3 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。</u></p> <p>(児童発達支援計画の作成等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 <u>児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合においては、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければな</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(児童発達支援計画の作成等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、</p> <hr/> <p style="text-align: right;">障害</p> <p>児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、</p> <hr/> <p style="text-align: right;">指定児童発達支援</p> <p>の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合においては、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければな</p>

改 正	現 行
らない。	らない。
<p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</u></p>	<p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては_____、 _____、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p>
6 （略）	6 （略）
<p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して<u>指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付しなければならない</u>。</p>	<p>7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者_____に交付しなければならない。</p>
8～10 （略）	8～10 （略）
(児童発達支援管理責任者の責務)	(児童発達支援管理責任者の責務)
第29条 （略）	第29条 （略）
<p>2 <u>児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
第30条 （略）	第30条 （略）
(支援_____)	(指導、訓練等)
<p>第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>支援_____を行わなければならない。</u></p>	<p>第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>指導、訓練等を行わなければならない。</u></p>
2 （略）	2 （略）
<p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>支援_____を行わなければならない。</u></p>	<p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>指導、訓練等を行わなければならない。</u></p>
4 指定児童発達支援事業者は、常に1人以上の	4 指定児童発達支援事業者は、常に1人以上の

改正	現行
<p>従業者を支援_____に従事させなければならない。</p>	<p>従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。</p>
<p>5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指支援_____を受けさせてはならない。</p>	<p>5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。</p>
<p>第32条～第35条 (略) (通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</p>	<p>第32条～第35条 (略) (通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</p>
<p>第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児の通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費（法第21条の5の4第1項に規定する特例障害児通所給付費をいう。）又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>	<p>第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児の通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費（法第21条の5の4第1項に規定する特例障害児通所給付費をいう。第69条において同じ。）_____の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>
<p>第37条～第39条の2 (略) (定員の遵守)</p>	<p>第37条～第39条の2 (略) (定員の遵守)</p>
<p>第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
<p>第41条 (略) (安全計画の策定等)</p>	<p>第41条 (略) (安全計画の策定等)</p>
<p>第41条の2 (略)</p>	<p>第41条の2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>	<p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者_____との連携が図られるよう、保護者_____に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>第41条の3・第42条 (略) (協力医療機関)</p>	<p>第41条の3・第42条 (略) (協力医療機関)</p>
<p>第43条 指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備</p>	<p>第43条 指定児童発達支援事業者_____は、障害児の病状の急変等に備</p>

改 正	現 行
え、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。	え、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。
第44条～第55条の5 (略) (従業者の員数)	第44条～第55条の5 (略) (従業者の員数)
第56条 (略) 2 (略)	第56条 (略) 2 (略)
3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に <u>通所</u> している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。	3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に <u>入所</u> している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。
(設備)	(設備)
第57条 基準該当児童発達支援事業所には、 <u>発達支援</u> を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	第57条 基準該当児童発達支援事業所には、 <u>指導訓練</u> を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
2 前項の <u>発達支援</u> を行う場所には、 <u>支援</u> に必要な機械器具等を備えなければならない。	2 前項の <u>指導訓練</u> を行う場所には、 <u>訓練</u> に必要な機械器具等を備えなければならない。
3 (略)	3 (略)
第58条～第61条の2 (略)	第58条～第61条の2 (略)
第3章 削除	第3章 医療型児童発達支援 第1節 基本方針
第62条から第71条まで 削除	第62条 <u>医療型児童発達支援に係る指定通所支援</u>
	(以下「 <u>指定医療型児童発達支援</u> 」という。)の事業は、 <u>障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。</u>
	第2節 <u>人員に関する基準</u> (従業者の員数)
	第63条 <u>指定医療型児童発達支援の事業を行う者</u> (以下「 <u>指定医療型児童発達支援事業者</u> 」という。)が当該事業を行う事業所(以下「 <u>指定医療型児童発達支援事業所</u> 」という。)に置くべ

改 正	現 行
	<p><u>き従業者及びその員数は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数</u></p> <p><u>(2) 児童指導員 1以上</u></p> <p><u>(3) 保育士 1以上</u></p> <p><u>(4) 看護職員 1以上</u></p> <p><u>(5) 理学療法士又は作業療法士 1以上</u></p> <p><u>(6) 児童発達支援管理責任者 1以上</u></p> <p><u>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項各号に掲げる従業者及び前項の機能訓練担当職員は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第64条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準</u></p> <p><u>第65条 指定医療型児童発達支援事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備</u></p> <p><u>(2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室</u></p> <p><u>(3) 浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不</u></p>

改 正	現 行
	<p><u>自由を補う設備</u></p> <p>2 <u>指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第2号及び第3号に掲げる設備を、併せて設置する他の社会福祉施設における事業の用に供することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4節 運営に関する基準</u></p> <p><u>(利用定員)</u></p> <p>第66条 <u>指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。</u></p> <p><u>(通所利用者負担額の受領)</u></p> <p>第67条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u></p> <p>(2) <u>当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</u></p> <p>3 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>食事の提供に要する費用</u></p> <p>(2) <u>日用品費</u></p>

改 正	現 行
	<p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p>4 <u>前項第1号に掲げる費用については、規則で定める。</u></p> <p>5 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。</u> (障害児通所給付費の額に係る通知等)</p> <p>第68条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合には、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。</u> (通所給付決定保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第69条 <u>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通</u></p>

改 正	現 行
	<p><u>所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p><u>第70条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(3) 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>(4) 利用定員</u></p> <p><u>(5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p><u>(6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）</u></p> <p><u>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(8) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(9) 非常災害対策</u></p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) その他運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(情報の提供等)</u></p> <p><u>第70条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について虚偽又は誇大な内容の広告をしてはならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第46条まで、第48条、第50条から第53条まで</u></p>

改 正	現 行
<p>第72条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために<u>必要な支援</u>を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>支援</u>を行うものでなければならない。</p> <p>第73条・第74条 （略）</p> <p>第75条 指定放課後等デイサービス事業所には、<u>発達支援室</u>を設けるとともに、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>2 前項の<u>発達支援室</u>には、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第76条～第79条 （略） （設備）</p> <p>第80条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、<u>発達支援</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p><u>及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第67条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第44条第1項中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第72条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために<u>必要な訓練</u>を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>指導及び訓練</u>を行うものでなければならない。</p> <p>第73条・第74条 （略）</p> <p>第75条 指定放課後等デイサービス事業所には、<u>指導訓練室</u>を設けるとともに、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>2 前項の<u>指導訓練室</u>には、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第76条～第79条 （略） （設備）</p> <p>第80条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、<u>指導訓練</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>

改 正	現 行
<p>2 前項の<u>発達支援</u>を行う場所には、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p>	<p>2 前項の<u>指導訓練</u>を行う場所には、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第80条の2～第81条の2 (略) (従業者の員数)</p>	<p>第80条の2～第81条の2 (略) (従業者の員数)</p>
<p>第81条の3 (略)</p>	<p>第81条の3 (略)</p>
<p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは<u>心理担当職員</u>（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために<u>必要な支援</u>その他の支援（以下この項において「支援」という。）を行い、<u>並びに当該障害児の支援</u>を行う者に対して<u>支援に</u> 関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは<u>心理指導担当職員</u>（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の<u>指導、知識技能の付与</u>、生活能力の向上のために<u>必要な訓練</u>その他の支援（以下「訓練等 _____」という。）を行い、<u>及び当該障害児の訓練等</u>を行う者に対して<u>訓練等</u>に関する指導を行う業務その他職業訓練又は _____ 職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第81条の4～第81条の8 (略) (準用)</p>	<p>第81条の4～第81条の8 (略) (準用)</p>
<p>第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（<u>第6項及び第7項</u>を除く。）、<u>第27条の2</u>、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、<u>第52条第1項及び第53条から第55条まで _____</u>の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」</p>	<p>第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（<u>第4項及び第5項</u>を除く。） _____、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条、<u>第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の2</u>の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」</p>

改 正	現 行
<p>と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「<u>居宅訪問型児童発達支援計画</u>」と、<u>第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第82条～第88条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項_____を除く。)、<u>第27条の3から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、</u>第52条第1項、第53条から第55条まで_____及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第89条において準用する第81条の8に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第81条の7」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「<u>第6章第4節</u>」と、<u>第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)</u>による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「障害児</p>	<p>と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「<u>居宅訪問型児童発達支援計画</u>」と_____</p> <p>_____読み替えるものとする。</p> <p>第82条～第88条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項<u>及び第5項</u>を除く。)、<u>第28条から</u>第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条、<u>第50条、第51条、</u>第52条第1項、第53条から第55条まで、<u>第70条の2</u>及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第89条において準用する第81条の8に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第81条の7」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「<u>保育所等訪問支援計画</u>」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「<u>第6章第4節</u>」と_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正	現行
<p>及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数に関する特例)</p> <p>第90条 多機能型事業所（指定児童発達支援_____、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援の事業（以下「指定通所支援の事業」という。）のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（第4項及び第5項を除く。）_____、第73条第1項から第3項まで及び第5項、第81条の3第1項並びに第83条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項</p>	<p>_____、第44条第1項中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と_____</p> <p>_____、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数に関する特例)</p> <p>第90条 多機能型事業所（指定児童発達支援、<u>指定医療型児童発達支援</u>、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援の事業（以下「指定通所支援の事業」という。）のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（<u>第3項及び第6項</u>を除く。）<u>、第63条</u>、第73条第1項から第3項まで及び第5項、第81条の3第1項並びに第83条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項</p>

改 正	現 行
<p>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同条第6項</u></p>	<p>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、<u>第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）</u>」とあり、<u>並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第73条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）</u>」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第81条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</u></p>
<p>_____中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、<u>同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所</u></p>	<p>_____中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、<u>同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）</u>」とあり、<u>並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第73条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）</u>」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第81条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p>
<p>_____」と、第73条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第81条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p>	<p>_____」と、第73条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第81条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第91条 (略)</p>	<p>第91条 (略)</p>
<p>(利用定員に関する特例)</p>	<p>(利用定員に関する特例)</p>
<p>第92条 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条_____及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。</p>	<p>第92条 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、<u>第66条</u>及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。</p>
<p>2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条_____及び第76</p>	<p>2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、<u>第66条</u>及び第76</p>

改 正	現 行
<p>条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。</p>	<p>条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。</p>
<p>3 主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第76条及び前2項の規定にかかわらず、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p>	<p>3 主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第66条、第76条及び前2項の規定にかかわらず、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p>
<p>4 多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護（障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護をいう。）の事業を併せて行う場合には、第12条、第76条及び第2項の規定にかかわらず、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p>	<p>4 多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護（障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護をいう。）の事業を併せて行う場合には、第12条、第66条、第76条及び第2項の規定にかかわらず、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p>
<p>5 （略） （電磁的記録等）</p>	<p>5 （略） （電磁的記録等）</p>
<p>第93条 <u>指定障害児通所支援事業者</u> 及びその従業者は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第14条第1項（第55条の5、第59条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）、第18条（第55条の5、第59条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電</p>	<p>第93条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>及びその従業者は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第14条第1項（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）、第18条（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電</p>

改 正	現 行
<p>子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u> 及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	<p>子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>

15 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第8号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号（<u>法第24条の24第3項</u>の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等（次号及び第11号において「障害児入所給付費等」という。）の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p> <p>(6) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（<u>法第24条の24第3項</u>の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療費をいう。以下同じ。）の額を控除した額の合計額をいう。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び<u>法第24条の24第3項</u>の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び法第59条の4第1項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（<u>法第24条の24第3項</u>の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。</p> <p>第3条 (略) (指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第4条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた指定入所支援に係る計画（以下「入所支援計画」とい</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号（<u>法第24条の24第2項</u>の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等（次号及び第11号において「障害児入所給付費等」という。）の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p> <p>(6) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（<u>法第24条の24第2項</u>の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療費をいう。以下同じ。）の額を控除した額の合計額をいう。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び<u>法第24条の24第2項</u>の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び法第59条の4第1項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（<u>法第24条の24第2項</u>の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。</p> <p>第3条 (略) (指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第4条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた指定入所支援に係る計画（以下「入所支援計画」とい</p>

改 正	現 行
<p>(入所支援計画の作成等) 第22条 (略)</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「<u>アセスメント</u>」という。）を行うとともに、<u>障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</u></p> <p>6～10 (略) <u>(移行支援計画の作成等)</u></p>	<p>(入所支援計画の作成等) 第22条 (略)</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、 <u>障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては <u>障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</u></p> <p>6～10 (略)</p>
<p>第22条の2 <u>指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</u></p> <p>2 <u>児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。</u></p> <p>4 <u>児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）</u></p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p>を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。</p>	
<p>6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。</p>	
<p>(児童発達支援管理責任者の責務) 第23条 児童発達支援管理責任者は、前2条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>(児童発達支援管理責任者の責務) 第23条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>第24条・第25条 (略) (支援)</p>	<p>第24条・第25条 (略) (指導、訓練等)</p>
<p>第26条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない</p>	<p>第26条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。</p>	<p>3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。</p>
<p>4 指定福祉型障害児入所施設は、常に1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。</p>	<p>4 指定福祉型障害児入所施設は、常に1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。</p>
<p>5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。</p>	<p>5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。</p>
<p>第27条～第39条 (略) (協力医療機関等)</p>	<p>第27条～第39条 (略) (協力医療機関等)</p>
<p>第40条 (略)</p>	<p>第40条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフ</p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p><u>ルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	
<p>4 <u>指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	(新規)
<p>第41条～第51条 (略) (記録の整備)</p>	<p>第41条～第51条 (略) (記録の整備)</p>
<p>第52条 (略)</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>入所支援計画及び移行支援計画</u> (2)～(6) (略)</p>	<p>第52条 (略)</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 入所支援計画_____ (2)～(6) (略)</p>
<p>第53条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>心理支援</u>を担当する職員 1以上(主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。)を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第53条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>心理指導</u>を担当する職員 1以上(主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。)を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>第54条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>支援室</u>及び浴室</p> <p>2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備は、他に適切な設備がある場合には、これを設けないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 <u>屋外遊戯場</u>、ギブス室、特殊な手工芸等の作業を指導するために必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備</p>	<p>第54条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>訓練室</u>及び浴室</p> <p>2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備は、他に適切な設備がある場合には、これを設けないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 <u>屋外訓練場</u>、ギブス室、特殊な手工芸等の作業を指導するために必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備</p>
<p>3～5 (略)</p> <p>第55条～第59条 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>第55条～第59条 (略)</p>

16 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2～<u>第149条の5</u>）</p> <p>第6節（略）</p> <p>第9章～第18章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16)（略）</p> <p>(17) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業</p> <p>_____、指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>第3条～第6条（略）</p> <p>（管理者）</p> <p>第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p> <p>第8条～第25条（略）</p> <p>（指定居宅介護の具体的取扱方針）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2～<u>第149条の4</u>）</p> <p>第6節（略）</p> <p>第9章～第18章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16)（略）</p> <p>(17) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業</u>、指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>第3条～第6条（略）</p> <p>（管理者）</p> <p>第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</u></p> <p>第8条～第25条（略）</p> <p>（指定居宅介護の具体的取扱方針）</p>

改 正	現 行
<p>第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第53条第3項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護及び指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。)を同一の施設において一体的に提供している場合は、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第8号。同項において「指定入所施設基準条例」という。)第53条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>7 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第7条第2項 _____ に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下この項において同じ。)の設置者である場合であって、療養介護及び指定入所支援を同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第52条～第58条 (略) (指定療養介護の取扱方針)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 <u>指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略) (療養介護計画の作成等)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利</u></p>	<p>第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第53条第3項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護及び指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。)を同一の施設において一体的に提供している場合は、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第8号。同項において「指定入所施設基準条例」という。)第53条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>7 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下この項において同じ。)の設置者である場合であって、療養介護及び指定入所支援を同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第52条～第58条 (略) (指定療養介護の取扱方針)</p> <p>第59条 (略) (新規)</p> <p>2・3 (略) (療養介護計画の作成等)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い _____、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定生活介護事業者は、第1項第2号の<u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第81条～第94条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条及び第77条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第95条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。</p> <p>第95条の2・第95条の3 (略)</p> <p>(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</p> <p>第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看</p>	<p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>理学療法士又は作業療法士</u>利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定生活介護事業者は、第1項第2号の<u>理学療法士又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第81条～第94条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条及び第77条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第95条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。</p> <p>第95条の2・第95条の3 (略)</p> <p>(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</p> <p>第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看</p>

改 正	現 行
<p>護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、<u>第149条の4</u>及び第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条</p>	<p>護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、<u>第149条の3</u>及び第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条</p>

改 正	現 行																
<p>第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあつては、18人) 以下とすること。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。) 、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。) の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の4及び第159条の3において同じ。) を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人) までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="197 1778 767 1935"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>通いサービスの利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	通いサービスの利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあつては、18人) 以下とすること。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。) 、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。) の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。) を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人) までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="841 1778 1402 1935"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>通いサービスの利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	通いサービスの利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	通いサービスの利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
登録定員	通いサービスの利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>第95条の5～第105条 (略)</p> <p>(指定短期入所の取扱方針)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>第95条の5～第105条 (略)</p> <p>(指定短期入所の取扱方針)</p>																

改 正	現 行
<p>第106条 (略)</p> <p><u>2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3・4 (略)</u></p> <p>第107条～第119条 (略) (指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p> <p>第120条 (略)</p> <p><u>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3・4 (略)</u> (重度障害者等包括支援計画の作成)</p> <p>第121条 (略)</p> <p>2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族に対し、その内容について説明を行うとともに、当該重度障害者等包括支援計画を<u>利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に</u>交付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第122条 (略) (準用)</p> <p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、<u>第31条第4項</u>、第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第124条～第142条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第143条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</u> ア <u>看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数</u> 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上</p>	<p>第106条 (略) <u>(新規)</u></p> <p><u>2・3 (略)</u></p> <p>第107条～第119条 (略) (指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p> <p>第120条 (略) <u>(新規)</u></p> <p><u>2・3 (略)</u> (重度障害者等包括支援計画の作成)</p> <p>第121条 (略)</p> <p>2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族に対し、その内容について説明を行うとともに、当該重度障害者等包括支援計画を_____交付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第122条 (略) (準用)</p> <p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条_____、第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第124条～第142条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第143条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>看護職員、理学療法士又は作業療法士</u> _____及び生活支援員 ア <u>看護職員、理学療法士又は作業療法士</u> _____及び生活支援員の総数 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上</p>

改 正	現 行
<p>イ (略)</p> <p>ウ <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u> 指定自立訓練（機能訓練）事業所ご とに、1以上</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第1項 第1号の<u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚</u> <u>士</u>を確保することが困難な場合には、これらの 者に代えて、日常生活を営むために必要な機能 の減退を防止するための訓練を行う能力を有す る看護師その他の者を機能訓練指導員として置 くことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第144条～第148条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24 条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42 条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70 条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条 の2から第94条までの規定は、指定自立訓練 （機能訓練）の事業について準用する。この場 合において、第10条第1項中「第32条に規定す る運営規程」とあるのは「第149条において読み 替えて準用する第91条に規定する重要事項に関 する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」 とあるのは「第146条第1項」と、第59条第1項 中「次条第1項」とあるのは「第149条において 読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第 60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで 並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」 とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、 第60条第9項中「6月」とあるのは「3月」 と、第61条中「前条」とあるのは「第149条にお いて読み替えて準用する前条」と、第77条第2 項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149 条において準用する第20条第1項」と、同項第 3号中「第67条」とあるのは「第149条において 準用する第90条」と、同項第4号から第6号ま での規定中「次条」とあるのは「第149条」と、 第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条 において読み替えて準用する第94条第1項」 と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第149 条において準用する前条」と読み替えるものと する。</p> <p>第149条の2 (略)</p> <p><u>(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定 通所リハビリテーション事業者の基準)</u></p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ <u>理学療法士又は作業療法士</u> 指定自立訓練（機能訓練）事業所ご とに、1以上</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第1項 第1号の<u>理学療法士又は作業療法士</u> <u>士</u>を確保することが困難な場合には、これらの 者に代えて、日常生活を営むために必要な機能 の減退を防止するための訓練を行う能力を有す る看護師その他の者を機能訓練指導員として置 くことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第144条～第148条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24 条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42 条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70 条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条 の2から第94条までの規定は、指定自立訓練 （機能訓練）の事業について準用する。この場 合において、第10条第1項中「第32条に規定す る運営規程」とあるのは「第149条において読み 替えて準用する第91条に規定する重要事項に関 する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」 とあるのは「第146条第1項」と、第59条第1項 中「次条第1項」とあるのは「第149条において 読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第 60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで 並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」 とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、 第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」 と、第61条中「前条」とあるのは「第149条にお いて読み替えて準用する前条」と、第77条第2 項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149 条において準用する第20条第1項」と、同項第 3号中「第67条」とあるのは「第149条において 準用する第90条」と、同項第4号から第6号ま での規定中「次条」とあるのは「第149条」と、 第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条 において読み替えて準用する第94条第1項」 と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第149 条において準用する前条」と読み替えるものと する。</p> <p>第149条の2 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(1) <u>指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者</u>であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p>(3) <u>指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者を、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者とみなした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(1) 指定通所介護事業者等_____であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等_____を提供するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室_____の面積を指定通所介護等_____の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 指定通所介護事業所等の_____従業者の員数が、基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者を、当該指定通所介護事業所等_____が提供する指定通所介護等_____の利用者とみなした場合における当該指定通所介護事業所等_____として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第150条の2 (略)</p>	<p>第150条の2 (略)</p>
<p>(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準)</p>	
<p>第150条の3 <u>地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>(1) <u>病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。</u> <u>ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該</u></p>	

改正	現行
<p><u>病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、1以上確保されていること。</u></p> <p><u>イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。</u></p> <p><u>(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>第151条～第158条（略） （準用）</p> <p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第159条において読み替えて準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項並びに第60条第1項、第2項及び第5項から第9項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<u>同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において読み替えて準用する前条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第159条において読み替えて準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第159条の2～第171条（略） （準用）</p> <p>第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就</p>	<p>第151条～第158条（略） （準用）</p> <p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第159条において読み替えて準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項並びに第60条第1項、第2項及び第4項から第8項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<u>同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において読み替えて準用する前条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第159条において読み替えて準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第159条の2～第171条（略） （準用）</p> <p>第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就</p>

改 正	現 行
<p>労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第172条において準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において読み替えて準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者」とあるのは「規則で定める者」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者」とあるのは「規則で定める者」と読み替えるものとする。</p>	<p>労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第172条において準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において読み替えて準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者」とあるのは「規則で定める者」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者」とあるのは「規則で定める者」と読み替えるものとする。</p>
<p>第173条～第184条の3 (略) (準用)</p>	<p>第173条～第184条の3 (略) (準用)</p>
<p>第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第184条の2に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条にお</p>	<p>第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第184条の2に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条にお</p>

改 正	現 行
<p>いて読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「運営規程」とあるのは「第184条の2に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>第186条～第189条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第190条において読み替えて準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において読み替えて準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第191条～第193条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18</p>	<p>いて読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「運営規程」とあるのは「第184条の2に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>第186条～第189条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条_____及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第190条において読み替えて準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において読み替えて準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第181条第1項_____中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第191条～第193条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18</p>

改 正	現 行
<p>条まで、第20条、第21条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、<u>第180条第6項</u>、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第192条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び<u>第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と</u>、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、<u>第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と</u>、<u>第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と</u>、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>条まで、第20条、第21条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条_____、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第192条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び<u>第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と</u>、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、<u>第181条第1項</u></p>
<p>第194条の2～第194条の5（略） （サービス管理責任者の責務）</p>	<p>第194条の2～第194条の5（略） （サービス管理責任者の責務）</p>
<p>第194条の6（略） 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、<u>利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u> （実施主体）</p>	<p>第194条の6（略） （新規） _____中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>第194条の7 指定就労定着支援事業者は、<u>生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。</u></p>	<p>第194条の7 指定就労定着支援事業者は、<u>過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。</u></p>
<p>第194条の8～第194条の13（略）</p>	<p>第194条の8～第194条の13（略）</p>

改 正	現 行
<p>(従業者の員数)</p> <p>第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者 (以下「指定自立生活援助事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活 援助事業所」という。)に置くべき従業者及び その員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事 業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の 区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 <u>ア サービス管理責任者が常勤である場合</u> <u>次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数</u> <u>の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)</u> <u>に掲げる数</u> <u>(ア) 利用者の数が60以下 1以上</u> <u>(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者</u> <u>の数が60を超えて60又はその端数を増す</u> <u>ごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p><u>イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に</u> <u>掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ</u> <u>(ア)又は(イ)に掲げる数</u> <u>(ア) 利用者の数が30以下 1以上</u> <u>(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者</u> <u>の数が30を超えて30又はその端数を増</u> <u>すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援</u> <u>事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合</u> <u>的に支援するための法律に基づく指定地域相談</u> <u>支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成</u> <u>24年厚生労働省令第27号。以下この条において</u> <u>「指定地域相談支援基準」という。)第2条第</u> <u>3項に規定する指定地域移行支援事業者をい</u> <u>う。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生</u> <u>活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相</u> <u>談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移</u> <u>行支援をいう。)の事業を同一の事業所におい</u> <u>て一体的に運営している場合にあつては、指定</u> <u>地域相談支援基準第3条の規定により当該事業</u> <u>所に配置された相談支援専門員(同条第2項に</u> <u>規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)</u> <u>を第1項第2号の規定により置くべきサービス</u> <u>管理責任者とみなすことができる。</u></p> <p>4 <u>指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援</u> <u>事業者(指定地域相談支援基準第39条第3項に</u> <u>規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の</u> <u>指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の</u> <u>事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基</u> <u>準第1条第12号に規定する指定地域定着支援を</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者 (以下「指定自立生活援助事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活 援助事業所」という。)に置くべき従業者及び その員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事 業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の 区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 <u>ア 利用者の数が30以下 1以上</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p> <p><u>イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数</u> <u>が30を超えて30又はその端数を増すごとに</u> <u>1を加えて得た数以上</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

改 正	現 行
<p>いう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、<u>指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</u></p>	
<p>5・6 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>第194条の15・第194条の16 (略)</p>	<p>第194条の15・第194条の16 (略)</p>
<p>第194条の17 削除</p>	<p>(実施主体)</p>
	<p>第194条の17 <u>指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者(法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。)でなければならない。</u></p>
<p>(定期的な訪問等による支援)</p>	<p>(定期的な訪問による支援)</p>
<p>第194条の18 <u>指定自立生活援助事業者は、定期的に</u>に <u>利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を行わなければならない。</u></p>	<p>第194条の18 <u>指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより</u>、<u>当該利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を行わなければならない。</u></p>
<p>第194条の19 (略)</p>	<p>第194条の19 (略)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第194条の20において読み替えて準用する次条第1項に規定する自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、<u>同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第194条の20において読み替えて準用する次条第1項に規定する自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、<u>同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事</p>	<p>第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事</p>

改 正	現 行
<p><u>される協議会（以下この条及び第201条の10において「地域連携推進会議」といい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</u></p>	
<p>4 <u>指定共同生活援助事業者は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p>	
<p>5 <u>前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。</u></p>	
<p>第199条～第200条の3 (略) (協力医療機関等)</p>	<p>第199条～第200条の3 (略) (協力医療機関等)</p>
<p>第200条の4 (略) 2 (略)</p>	<p>第200条の4 (略) 2 (略)</p>
<p>3 <u>指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>4 <u>指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> (準用)</p>	<p>(新規)</p> <p>(準用)</p>
<p>第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条_____、第77条、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第199条</p>	<p>第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、第77条、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第199条</p>

改正	現行
<p>の3に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関、同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。</p>	<p>の3に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関、同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。</p>
(趣旨)	(趣旨)
<p>第201条の2 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対し、常時の支援体制を確保した上で行われる<u>相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p>	<p>第201条の2 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対し、常時の支援体制を確保した上で行われる<u>入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助</u>をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p>
(基本方針)	(基本方針)
<p>第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは<u>食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は<u>食事の介護</u>その他の日常生活上の援助_____を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>

改 正	現 行
<p>条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条_____、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。</p> <p>(趣旨)</p>	<p>条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。</p> <p>(趣旨)</p>
<p>第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第201条の22において読み替えて準用する第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助<u>又はこれに併せて行われる</u>居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助(第201条の14第1項において「基本サービス」という。) <u>並びに</u>当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」と</p>	<p>第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第201条の22において読み替えて準用する第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助_____</p> <p>_____ (第201条の14第1項において「基本サービス」という。) <u>及び</u> 当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」と</p>

改 正	現 行
<p>いう。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p>	<p>いう。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p>
<p>第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助_____を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>第201条の14～第201条の21 (略)</p> <p>(準用)</p>	<p>第201条の14～第201条の21 (略)</p> <p>(準用)</p>
<p>第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条_____、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の7まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関、同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に外部サービス利用型</p>	<p>第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関、同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に外部サービス利用型</p>

改 正	現 行
<p>指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等に関する特例)</p>	<p>指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数等に関する特例)</p>
<p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所</p>	<p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、<u>指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）</u>及び指定放課後等デイサービス事業所</p>
<p>_____及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が20人未満である場合には、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。</p>	<p>_____及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が20人未満である場合には、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。</p>
<p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所_____及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービス基準第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p>	<p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、<u>指定医療型児童発達支援事業所</u>及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービス基準第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p>

改 正	現 行
<p>のは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費（法第30条第1項に規定する特例訓練等給付費をいう。以下同じ。）」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第208条第2項において読み替えて準用する第84条第2項及び第3項、第208条第3項及び第5項において読み替えて準用する第146条第2項及び第3項並びに第208条第4項において読み替えて準用する第157条第2項及び第3項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第208条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条第9項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第208条第1項において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第208条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第208条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5（略） （電磁的記録等）</p> <p>第209条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2</p>	<p>のは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費（法第30条第1項に規定する特例訓練等給付費をいう。以下同じ。）」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第208条第2項において読み替えて準用する第84条第2項及び第3項、第208条第3項及び第5項において読み替えて準用する第146条第2項及び第3項並びに第208条第4項において読み替えて準用する第157条第2項及び第3項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第208条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第208条第1項において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第208条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第208条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5（略） （電磁的記録等）</p> <p>第209条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2</p>

改 正	現 行
<p>項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、<u>第149条の5</u>、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、<u>第149条の5</u>、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、<u>第149条の4</u>、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、<u>第149条の4</u>、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)</p>	<p>(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)</p>
<p>2 当分の間、指定障害福祉サービス基準附則第4条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>2 当分の間、指定障害福祉サービス基準附則第4条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は<u>作業療法士</u>及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p>	<p>(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p>
<p>6 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サ</p>	<p>6 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サ</p>

改 正	現 行
<p>ービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和9年3月31日</u>までの間、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、適用しない。</p> <p>7 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するもの（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（入浴、排せつ、食事等の介護その他の身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望する場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、<u>令和9年3月31日</u>までの間、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>8～13 (略)</p>	<p>ービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、適用しない。</p> <p>7 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するもの（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（入浴、排せつ、食事等の介護その他の身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望する場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>8～13 (略)</p>

17 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例平成25年神奈川県条例第10号) 新旧対照表

改正	現行
<p>第1条～第3条 (略) (指定障害者支援施設の一般原則) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の</p>	<p>第1条～第3条 (略) (指定障害者支援施設の一般原則) 第4条 (略) 2・3 (略) (新規)</p>
<p><u>尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>5 <u>指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u> (従業者の員数)</p>	<p>(新規) (従業者の員数)</p>
<p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 生活介護を行う場合 ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (ア) (略) (イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 a 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上 (a)・(b) (略) b (略) c 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 d (略) (ウ) (略)</p>	<p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 生活介護を行う場合 ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (ア) (略) (イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は<u>作業療法士</u>及び生活支援員 a 看護職員、理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上 (a)・(b) (略) b (略) c 理学療法士<u>又は作業療法士</u>利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 d (略) (ウ) (略)</p>

改 正	現 行
<p>イ (略)</p> <p>ウ 指定障害者支援施設は、ア(イ)の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 看護職員、<u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、<u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上</p> <p>b (略)</p> <p>c <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u> 1以上</p> <p>d (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 指定障害者支援施設は、ア(ア)の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6条～第25条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 <u>指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ 指定障害者支援施設は、ア(イ)の理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 看護職員、<u>理学療法士又は作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、<u>理学療法士又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上</p> <p>b (略)</p> <p>c <u>理学療法士又は作業療法士</u> 1以上</p> <p>d (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 指定障害者支援施設は、ア(ア)の理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6条～第25条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p>

改 正	現 行
<p>第27条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「<u>アセスメント</u>」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項に規定する地域移行等意向確認担当者（第6項において「<u>地域移行等意向確認担当者</u>」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。</p>	<p>第27条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「<u>アセスメント</u>」という。）を行い _____、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。</p>
<p>3 <u>アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>4・5 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等（<u>地域移行等意向確認担当者を含む。</u>）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「<u>テレビ電話装置等</u>」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（ _____利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等 _____を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「<u>テレビ電話装置等</u>」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し _____、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>
<p>7 サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>6 サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して<u>指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）</u>を行う者に交付しなければならない。</p>	<p>7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者 _____に交付しなければならない。</p>
<p>9・10 (略) (サービス管理責任者の責務)</p>	<p>8・9 (略) (サービス管理責任者の責務)</p>
<p>第28条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっ</p>	<p>第28条 (略)</p> <p>(新規)</p>

改正	現行
<p><u>ては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u> (地域との連携等)</p>	
<p>第28条の2 <u>指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」といい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定障害者支援施設は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。</u> (地域移行等意向確認担当者の選任等)</p>	(新規)
<p>第28条の3 <u>指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認等に当たる担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）を選任しなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において</u></p>	(新規)

改 正	現 行
<p><u>把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</u></p>	
<p>第29条～第50条 (略) (協力医療機関等)</p>	<p>第29条～第50条 (略) (協力医療機関等)</p>
<p>第51条 (略)</p>	<p>第51条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>4 <u>指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第52条～第57条 (略)</p>	<p>第52条～第57条 (略)</p>
<p>第58条 削除</p>	<p>(地域との連携等)</p>
<p>第59条～第62条 (略)</p>	<p>第58条 <u>指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。</u></p>
<p>第59条～第62条 (略)</p>	<p>第59条～第62条 (略)</p>

18 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第11号）
新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略) (1)・(2) (略) (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業</p> <p><u>放課後等デイサービス（同条第3項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</u></p> <p>第3条～第12条 (略) (療養介護の取扱方針)</p> <p>第13条 (略) <u>2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3・4</u> (略) (療養介護計画の作成等)</p> <p>第14条 (略) 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略) (1)・(2) (略) (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、<u>医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</u></p> <p>第3条～第12条 (略) (療養介護の取扱方針)</p> <p>第13条 (略) (新規)</p> <p><u>2・3</u> (略) (療養介護計画の作成等)</p> <p>第14条 (略) 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を</p>

改 正	現 行
<p>行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。</p>	<p>行い _____、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。</p>
<p>3 サービス管理責任者は、アセスメントを行う</p>	<p>(新規)</p>
<p>に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</p>	
<p>4・5 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（_____利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し_____、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>
<p>7 サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>6 サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。</p>	<p>7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者_____ _____ _____ _____ _____に交付しなければならない。</p>
<p>9・10 (略)</p>	<p>8・9 (略)</p>
<p>(サービス管理責任者の責務)</p>	<p>(サービス管理責任者の責務)</p>
<p>第15条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当た</p>	<p>(新規)</p>
<p>ては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</p>	
<p>第16条～第33条 (略)</p>	<p>第16条～第33条 (略)</p>
<p>(職員の配置の基準)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p>
<p>第34条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）に置くべ</p>	<p>第34条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）に置くべ</p>

改 正	現 行
<p>き職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章、第5章及び附則第2項において同じ。）、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（障害福祉サービス基準第39条第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数</p> <p>エ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 生活介護事業者は、第1項第3号の<u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第35条～第49条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び<u>第5項から第9項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第15条第1項中「前条」とあるのは「第50条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第50条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第50条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは</u></p>	<p>き職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章、第5章及び附則第2項において同じ。）、<u>理学療法士又は作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（障害福祉サービス基準第39条第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>理学療法士又は作業療法士</u>利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数</p> <p>エ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 生活介護事業者は、第1項第3号の<u>理学療法士又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第35条～第49条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び<u>第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第15条 中「前条」とあるのは「第50条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第50条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第50条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは</u></p>

改正	現行
<p>「第50条において準用する第31条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>「第50条において準用する第31条第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第51条 (略) (職員の配置の基準)</p>	<p>第51条 (略) (職員の配置の基準)</p>
<p>第52条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第52条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p>	<p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p>
<p>ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上</p>	<p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>
<p>ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上</p>	<p>ウ 理学療法士又は作業療法士 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上</p>
<p>エ (略)</p>	<p>エ (略)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 自立訓練(機能訓練)事業者は、第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>	<p>4 自立訓練(機能訓練)事業者は、第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>
<p>5～9 (略)</p>	<p>5～9 (略)</p>
<p>第53条 (略)</p>	<p>第53条 (略)</p>
<p>(地域生活への移行のための支援)</p>	<p>(地域生活への移行のための支援)</p>
<p>第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第61条の2に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p>	<p>第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第62条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第55条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第35条から第40条まで及び第43条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並び</p>	<p>第55条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第35条から第40条まで及び第43条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並び</p>

改 正	現 行
<p>に第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>第14条第9項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、<u>第15条第1項</u>中「前条」とあるのは「第55条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第55条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第55条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第55条において準用する第31条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>に第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>第14条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、<u>第15条</u>中「前条」とあるのは「第55条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第55条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第55条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第55条において準用する第31条第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第56条～第59条（略） （準用）</p>	<p>第56条～第59条（略） （準用）</p>
<p>第60条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第35条から第37条まで、第40条、第43条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び<u>第5項から第9項まで並びに第32条第2項第1号</u>中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<u>第14条第9項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、<u>第15条第1項</u>中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第60条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第60条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第60条において準用する第31条第2項」と、第35条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあつては6人以上、宿泊型自立訓練にあつては10人以上」と読み替えるものとする。</p>	<p>第60条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第35条から第37条まで、第40条、第43条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び<u>第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号</u>中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<u>第14条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、<u>第15条</u>中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第60条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第60条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第60条において準用する第31条第2項」と、第35条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあつては6人以上、宿泊型自立訓練にあつては10人以上」と読み替えるものとする。</p>
<p>第61条（略） （規模）</p>	<p>第61条（略）</p>
<p><u>第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</u></p>	<p>（新規）</p>
<p>（職員の配置の基準）</p>	<p>（職員の配置の基準）</p>
<p>第62条 就労移行支援事業所</p>	<p>第62条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行</p>

改 正	現 行
<p>_____に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第63条～第68条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第69条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第35条から第37条まで、<u>第39条、第40条、第42条、第43条、第44条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。</u>この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「<u>第69条において読み替えて準用する次条第1項</u>」と、第14条第1項、第2項及び<u>第5項から第9項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第14条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、<u>第15条第1項中「前条」とあるのは「第69条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第69条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第69条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第69条において準用する第31条第2項」と、第35条第1項_____中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第70条～第83条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第84条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第40条、第44条から第46条まで、第48条、第49条及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び<u>第5項から第9項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第15条第1項中「前条」とあるのは「第84条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第84条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第84条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第84条</u></p>	<p><u>う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）</u>に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第63条～第68条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第69条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第35条から<u>第40条まで</u>、第42条、第43条、第44条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「<u>第69条において読み替えて準用する次条第1項</u>」と、第14条第1項、第2項及び<u>第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第14条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、<u>第15条_____中「前条」とあるのは「第69条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第69条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第69条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第69条において準用する第31条第2項」と、第35条第1項及び<u>第38条ただし書中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</u></u></u></p> <p>第70条～第83条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第84条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第40条、第44条から第46条まで、第48条、第49条及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び<u>第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第15条_____中「前条」とあるのは「第84条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第84条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第84条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第84条</u></p>

改 正	現 行
<p>において準用する第31条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第85条・第86条 (略) (準用)</p> <p>第87条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第38条、第40条、第42条、第44条から第49条まで、第53条、第71条から第73条まで、第75条及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第5項から第9項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第15条第1項中「前条」とあるのは「第87条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第87条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第87条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第87条において準用する第31条第2項」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(規模に関する特例)</p> <p>第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業</p> <hr/> <p>又は指定放課後等デイサー</p>	<p>において準用する第31条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第85条・第86条 (略) (準用)</p> <p>第87条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第38条、第40条、第42条、第44条から第49条まで、第53条、第71条から第73条まで、第75条及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第15条中「前条」とあるのは「第87条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第87条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第87条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第87条において準用する第31条第2項」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(規模に関する特例)</p> <p>第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサー</p>

改 正	現 行
<p>ビス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合には、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第89条～第91条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対して生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、第34条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法</p>	<p>ビス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合には、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第89条～第91条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対して生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は<u>作業療法士</u>及び生活支援員の総数は、第34条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（以下「法」という。）附則</p>
<p>附則</p> <p>第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の8に規定する知的障害者通勤寮について、第59条第4項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。</p> <p>5 次に掲げる者が法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（第3号において「身体障害者更生援護施設等」という。）に併設して引き続き生活介護の事業、自立訓練</p>	<p>第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の8に規定する知的障害者通勤寮について、第59条第4項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。</p> <p>5 次に掲げる者が法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（第3号において「身体障害者更生援護施設等」という。）に併設して引き続き生活介護の事業、自立訓練</p>

改 正	現 行
<p>(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業_____又は就労継続支援B型の事業を行う間は、第38条(第55条_____及び第87条において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)及び第58条第1項の規定にかかわらず、当該事業に係る生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所_____又は就労継続支援B型事業所(当該事業を多機能型により行う場合並びにこれらの事業所が第38条ただし書及び第58条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。)の利用定員は、10人以上とすることができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>6~8 (略)</p>	<p>(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業、<u>就労移行支援</u>の事業又は就労継続支援B型の事業を行う間は、第38条(第55条、<u>第69条</u>及び第87条において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)及び第58条第1項の規定にかかわらず、当該事業に係る生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、<u>就労移行支援事業所</u>又は就労継続支援B型事業所(当該事業を多機能型により行う場合並びにこれらの事業所が第38条ただし書及び第58条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。)の利用定員は、10人以上とすることができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>6~8 (略)</p>

19 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第13号）新旧対照表

改正	現行
<p>第1条・第2条（略） （障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第3条（略） 2・3（略）</p> <p>4 <u>障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u> （職員の配置の基準）</p> <p>第4条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>a <u>看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(a)・(b)（略）</p> <p>b（略）</p> <p>c <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数</p>	<p>第1条・第2条（略） （障害者支援施設の一般原則）</p> <p>第3条（略） 2・3（略）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第4条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a <u>看護職員、理学療法士又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(a)・(b)（略）</p> <p>b（略）</p> <p>c <u>理学療法士又は作業療法士</u>利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数</p>

改 正	現 行
<p>d (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 障害者支援施設は、ア(イ)の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(3) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>a <u>看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上</p> <p>b (略)</p> <p>c <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u> 1以上</p> <p>d (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 障害者支援施設は、ア(ア)の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5条～第14条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 <u>障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></p>	<p>d (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 障害者支援施設は、ア(イ)の理学療法士又は<u>作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(3) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>看護職員、理学療法士又は作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>a <u>看護職員、理学療法士又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上</p> <p>b (略)</p> <p>c <u>理学療法士又は作業療法士</u> 1以上</p> <p>d (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 障害者支援施設は、ア(ア)の理学療法士又は<u>作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5条～第14条 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p>第17条 (略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>第17条 (略)</p> <p>(新規)</p>
<p>第17条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」といい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>3 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。</p> <p>4 障害者支援施設は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。</p> <p>(地域移行等意向確認担当者の選任等)</p>	<p>(新規)</p>
<p>第17条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認等に当たる担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）を選任しなければならない。</p> <p>2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に</p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p><u>基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第16条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</u></p>	
<p>第18条～第38条 (略) (協力医療機関等)</p>	<p>第18条～第38条 (略) (協力医療機関等)</p>
<p>第39条 (略)</p>	<p>第39条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>4 <u>障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第40条～第42条 (略)</p>	<p>第40条～第42条 (略)</p>
<p>第43条 削除</p>	<p>(地域との連携等)</p>
<p>第44条～第46条 (略)</p>	<p>第43条 <u>障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。</u></p>
<p>第44条～第46条 (略)</p>	<p>第44条～第46条 (略)</p>

20 神奈川県安心こども基金条例（平成 21 年神奈川県条例第 6 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 この条例は、<u>令和 7 年 6 月 30 日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>2 この条例は、<u>令和 6 年 6 月 30 日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

21 介護保険法施行条例の一部を改正する等の条例関連の新旧対照表
 介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）新旧対照表
 <本則関係>

改 正			現 行		
第1条～第13条（略） 附 則（略） 別表（第9条関係）			第1条～第13条（略） 附 則（略） 別表（第9条関係）		
手数料徴収に係る 事務	手数料 の名称	金額	手数料徴収に係る 事務	手数料 の名称	金額
1～22（略）	（略）	（略）	1～22（略）	（略）	（略）
23 法第115条の 35第3項の規定 に基づく介護サ ービス情報の調 査	介護サ ービス 情報調 査手数 料	(1)～(20)（略） (削除)	23 法第115条の 35第3項の規定 に基づく介護サ ービス情報の調 査	介護サ ービス 情報調 査手数 料	(1)～(20)（略） (21) <u>介護療養施 設サービス並び に短期入所療養 介護及び介護予 防短期入所療養 介護（介護老人 保健施設及び介 護医療院におい て行うものを除 く。）のうちい ずれか1以上の 調査</u> <u>2万3,150円</u>
(削除)			24 <u>健康保険法等 の一部を改正す る法律（平成18 年法律第83号） 附則第130条の 2第1項の規定 によりなおその 効力を有するこ ととされる同法 第26条の規定に よる改正前の法 第107条の2第 4項において準 用する法第107 条第1項の規定 に基づく指定介 護療養型医療施 設の指定の更新 の申請に対する 審査</u>	指定介 護療養 型医療 施設指 定更新 申請手 数料	<u>2万5,050円</u>

改 正			現 行		
24・25 (略)			25・26 (略)		

収入証紙に関する条例（昭和 39 年神奈川県条例第 76 号）新旧対照表

<附則第 2 項関係>

改 正			現 行		
第 1 条～第 8 条 (略)			第 1 条～第 8 条 (略)		
附 則 (略)			附 則 (略)		
別表 (第 2 条関係)			別表 (第 2 条関係)		
1 (略)			1 (略)		
2 手数料			2 手数料		
名 称	根 拠 規 定		名 称	根 拠 規 定	
1～10 (略)			1～10 (略)		
11 (略) (削除)	介護保険法施行条例 (平成12年神奈川県条例第27号) 第9条		11 (略) <u>指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u>	介護保険法施行条例 (平成12年神奈川県条例第27号) 第9条	
12～32 (略)			12～32 (略)		

22 神奈川県立総合療育相談センター条例（平成7年神奈川県条例第58号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条・第2条（略） （診療等の使用料及び手数料の徴収） 第3条（略） 2 総合療育相談センターにおける診療等については、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料及び神奈川県立煤ヶ谷診療所条例（昭和39年神奈川県条例第41号）第3条第2項の規定による手数料を徴収する。		第1条・第2条（略） （診療等の使用料及び手数料の徴収） 第3条（略） 2 総合療育相談センターにおける診療等については、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料及び神奈川県立煤ヶ谷診療所条例（昭和39年神奈川県条例第41号）第3条第2項の規定による手数料を徴収する。	
種別	金額	種別	金額
(略)	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額（_____） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____以下「健康保険診療費_____」という。）。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療については、 <u>健康保険診療費</u> を知事が定める率に1を加えた率で除して得た額に、同法第29条第1号の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	(略)	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額（ <u>当該診療に食事療養が含まれるときは、当該額及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額の合計額。</u> 以下「健康保険診療費等」という。）。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療については、 <u>健康保険診療費等</u> を知事が定める率に1を加えた率で除して得た額に、同法第29条第1号の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
(略)	(略)	(略)	(略)
第4条～第6条（略）		第4条～第6条（略）	